

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2018-522353
(P2018-522353A)

(43) 公表日 平成30年8月9日(2018. 8. 9)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 20/40 (2012.01)	G06Q 20/40 300	5J104
H04L 9/08 (2006.01)	H04L 9/00 601B	5L055
H04L 9/32 (2006.01)	H04L 9/00 601E	
	H04L 9/00 675A	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 51 頁)

(21) 出願番号 特願2018-502105 (P2018-502105)
 (86) (22) 出願日 平成28年6月13日 (2016. 6. 13)
 (85) 翻訳文提出日 平成30年3月7日 (2018. 3. 7)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2016/037159
 (87) 国際公開番号 W02017/014863
 (87) 国際公開日 平成29年1月26日 (2017. 1. 26)
 (31) 優先権主張番号 14/802, 210
 (32) 優先日 平成27年7月17日 (2015. 7. 17)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

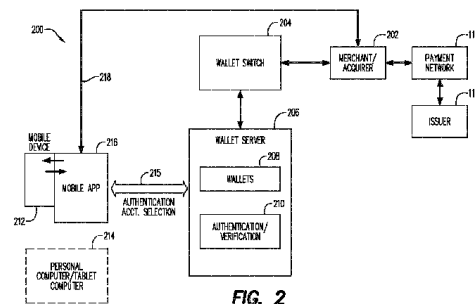
(71) 出願人 500557864
 マスターカード インターナショナル
 インコーポレーテッド
 アメリカ合衆国 ニューヨーク州 105
 77-2509 パーチェス パーチェス
 ストリート 2000
 (74) 代理人 100147485
 弁理士 杉村 憲司
 (74) 代理人 230118913
 弁護士 杉村 光嗣
 (74) 代理人 100192924
 弁理士 石井 裕充
 (72) 発明者 クリスチャン ラデュ
 ベルギー国 1320 ボーヴシェン
 ユド トウランヌ 2

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 サーバベースド支払のための認証システム及び方法

(57) 【要約】

2要素認証機構を利用する支払トランザクション実行方法を開示する。該方法は、秘密鍵がエンコードされた暗号関数を用いて暗号処理を行うことを含む。暗号関数はコンピューティング装置内に格納されている。秘密鍵は第1の認証要素として機能する。該方法は、支払トランザクションの実行に際して第2の認証要素を活用することをさらに含む。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

2 要素認証を利用する支払トランザクションを実行する方法であって、該方法は、
秘密鍵がエンコードされた暗号関数を用いて暗号処理を行うステップであって、前記暗号関数はコンピューティング装置内に格納されており、前記秘密鍵は第 1 の認証要素として機能する、ステップと、

前記支払トランザクションを実行するに際して第 2 の認証要素を活用するステップ
とを含む、方法。

【請求項 2】

前記第 2 の認証要素は前記コンピューティング装置のユーザのバイOMETリック特徴である、請求項 1 に記載の方法。 10

【請求項 3】

前記第 2 の認証要素は前記コンピューティング装置のユーザに知られている秘密コードである、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記コンピューティング装置は、携帯電話とパソコンとタブレットコンピュータとからなる群から選択される、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記秘密鍵は、前記コンピューティング装置内で実行される支払アプリケーションの初期化時に前記暗号関数にエンコードされる、請求項 4 に記載の方法。 20

【請求項 6】

前記秘密鍵は、前記初期化時に前記支払アプリケーションによってランダムに生成される、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記暗号処理を行うステップは、遠隔サーバから前記コンピューティング装置へと前記支払トランザクションの一部として送信された暗号化一回用鍵を復号するために前記秘密鍵を用いることを含む、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 8】

前記コンピューティング装置のユーザが、前記支払トランザクションに際して、前記ユーザに割り当てられており且つ遠隔ウォレットサーバにてホスティングされているデジタルウォレットにアクセスすることを許可される、請求項 1 に記載の方法。 30

【請求項 9】

コンピューティング装置を用いて一連の支払トランザクションを実行する方法であって、前記一連の支払トランザクションは第 1 の支払トランザクションと第 2 の支払トランザクションとを含み、前記第 2 の支払トランザクションは前記一連の支払トランザクションにおいて前記第 1 の支払トランザクションの直後に続き、各支払トランザクションはそれぞれについての装置認証段階とそれぞれについてのユーザ認証段階とを含んでおり、該方法は、

前記第 1 の支払トランザクションの前記装置認証段階を行うステップと、

第 1 のセッション暗号鍵を用いて前記第 1 の支払トランザクションの前記ユーザ認証段階を行うステップと、 40

前記第 1 の支払トランザクションの前記ユーザ認証段階の一環として、第 2 のセッション暗号鍵の生成のために用いられるべき入力を受信するステップと、

前記第 2 のセッション暗号鍵を、前記第 2 の支払トランザクションの前記装置認証段階の一環として行われる暗号オペレーションのための入力値として、用いるステップと、

第 3 のセッション暗号鍵を用いて前記第 2 の支払トランザクションの前記ユーザ認証段階を行うステップであって、前記第 1、第 2 及び第 3 のセッション暗号鍵は全て互いに異なっている、ステップ
とを含む、方法。

【請求項 10】

前記第2のセッション暗号鍵の生成のために用いられるべき入力を前記コンピューティング装置内にて所定期間格納するステップであって、前記所定期間は前記第1の支払トランザクションの完了後及び前記第2の支払トランザクションの開始前である、ステップをさらに含む、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記第1の支払トランザクションの前記ユーザ認証段階の一環として前記コンピューティング装置にてチャレンジ値を受信するステップであって、前記チャレンジ値は遠隔サーバによって前記コンピューティング装置に提供される、ステップをさらに含む、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記チャレンジ値を、前記第2の支払トランザクションの前記装置認証段階の一環として行われる暗号オペレーションのための入力値として、用いるステップをさらに含む、請求項10に記載の方法。

【請求項13】

前記チャレンジ値を前記コンピューティング装置内にて前記所定期間格納するステップをさらに含む、請求項12に記載の方法。

【請求項14】

第1の一回用鍵を復号して前記第1のセッション暗号鍵を取得するステップであって、前記第1の一回用鍵は前記第1の支払トランザクションとの関連で遠隔サーバから前記コンピューティング装置に提供される、ステップと、

第2の一回用鍵を復号して前記第2のセッション暗号鍵を取得するステップであって、前記第2の一回用鍵は前記第1の支払トランザクションの一環として前記遠隔サーバから前記コンピューティング装置に提供される、ステップとをさらに含む、請求項9に記載の方法。

【請求項15】

前記コンピューティング装置は、携帯電話とパソコンとタブレットコンピュータとからなる群から選択される、請求項9に記載の方法。

【請求項16】

前記第1及び第2の支払トランザクションのそれぞれについてのユーザ認証段階との関連で秘密コードが前記コンピューティング装置に入力され、前記秘密コードは前記第1及び第2の支払トランザクションのそれぞれについてのユーザ認証段階との関連で前記コンピューティング装置によって行われるそれぞれの暗号処理の入力値として前記コンピューティング装置によって用いられる、請求項9に記載の方法。

【請求項17】

前記コンピューティング装置のユーザが、前記第1及び第2の支払トランザクションに際して、前記ユーザに割り当てられており且つ遠隔ウォレットサーバにてホスティングされているデジタルウォレットにアクセスすることを許可される、請求項9に記載の方法。

【請求項18】

現在の支払トランザクションを実行する方法であって、
認証リクエストをコンピューティング装置から遠隔サーバへと送信するステップであって、前記認証リクエストは、前記コンピューティング装置のユーザを識別するユーザ識別データと、前記コンピューティング装置を識別する装置識別データと、前記認証リクエストのために前記コンピューティング装置内にてランダムに生成された第1のチャレンジ値とを含む、ステップと、

前記遠隔サーバとT L S (トランスポート層セキュリティ) ハンドシェイク処理を行って前記コンピューティング装置と前記遠隔サーバとの間でのトンネリング通信チャネルを開設するステップであって、前記T L S ハンドシェイク処理は前記遠隔サーバから応答を受信することを含み、前記応答は第2のチャレンジ値とデジタル証明書と前記遠隔サーバによって提案された暗号処理アルゴリズムについての識別子とを含み、前記T L S ハンドシェイク処理は前記遠隔サーバによって提案された暗号処理アルゴリズムと合致する暗号

10

20

30

40

50

処理アルゴリズムを選択することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記遠隔サーバから受信された前記デジタル証明書を検証することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記遠隔サーバと関連付けられている公開暗号化鍵にアクセスすることをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は秘密の値をランダムに生成することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記公開暗号化鍵で前記秘密の値を暗号化してデジタルエンベロープを生成することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記デジタルエンベロープを前記遠隔サーバへと送信することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理はサーバ信頼性証明値を前記遠隔サーバから受信することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記秘密の値と前記第 1 のチャレンジ値と前記第 2 のチャレンジ値とに基づいてセキュアチャンネル鍵 K を計算することをさらに含み、前記 T L S ハンドシェーク処理は前記セキュアチャンネル鍵 K と前記第 1 のチャレンジ値と前記第 2 のチャレンジ値とを入力として受ける暗号処理を介して前記サーバ信頼性証明値を検証することをさらに含む、ステップと、

前記セキュアチャンネル鍵 K を用いて前記遠隔サーバと装置認証処理段階を行うステップであって、前記装置認証処理段階は前記コンピューティング装置内に格納された暗号化データベースから第 1 のハッシュ値と第 1 の暗号化一回用鍵と第 3 のチャレンジ値とを検索することを含み、前記第 1 の暗号化一回用鍵は以前の支払トランザクションのユーザ認証処理段階において前記コンピューティング装置によって受信され、前記以前の支払トランザクションは前記コンピューティング装置によって行われた一連の支払トランザクションにおいて前記現在の支払トランザクションの直前にあり、前記第 1 の暗号化一回用鍵は前記コンピューティング装置内に格納された支払アプリケーション内にエンコードされた鍵と同一であるトランスポート鍵を用いて暗号化され、前記第 3 のチャレンジ値は前記以前の支払トランザクションのユーザ認証段階との関連で前記コンピューティング装置によって前記遠隔サーバから受信され、前記第 1 のハッシュ値は装置フィンガプリントデータ及び第 1 のソルト値に第 1 のハッシュ関数を適用することによって計算され、前記装置認証処理段階は前記支払アプリケーション内にエンコードされた前記鍵を用いて前記第 1 の暗号化一回用鍵を復号することをさらに含み、前記装置認証処理段階は第 1 のセッション鍵と前記第 2 のチャレンジ値とトランザクションカウンタ値とを含む入力に基づいて第 1 の暗号を生成することをさらに含み、前記第 1 のセッション鍵は前記復号された第 1 の一回用鍵と前記第 1 のハッシュ値と前記第 3 のチャレンジ値とから導出され、前記装置認証処理段階は前記第 1 の暗号を前記コンピューティング装置から前記遠隔サーバへと送信することをさらに含む、ステップと、

前記装置認証処理段階に続いて前記セキュアチャンネル鍵 K を用いて前記現在の支払トランザクションのユーザ認証処理段階を行うステップであって、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は前記遠隔サーバから第 2 の暗号化一回用鍵と第 3 の暗号化一回用鍵と第 4 のチャレンジ値とを受信することを含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は前記第 2 の暗号化一回用鍵と前記第 4 のチャレンジ値とを前記暗号化データベースに格納することをさらに含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は第 2 のソルト値を前記暗号化データベースから検索することをさらに含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階はユーザに対して P I N (暗証番号) を入力するように促すことをさらに含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は前記ユーザの P I N を表すユーザ入力を受信することをさらに含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は前記支払アプリケーション内にエンコードされた前記鍵を用いて前記第 3 の暗号化一回用鍵を復号することをさらに含み、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は第 2 のセッション鍵と前記第 4 のチャレンジ値とトランザクションデータとを含む入力に基づいて第 2 の暗号を生成することをさらに含み、前記第 2 のセッション鍵は前記ユーザ入力を用いて前記復号された第 3 の一回用鍵から導出され、前記現在の支払トランザクションのユーザ認証段階は前記第 2 の暗号を前記コンピューティング装置から前記遠隔サーバへと送信することをさらに含む、ステップと、

前記コンピューティング装置を介して前記ユーザのデジタルウォレットへのアクセスを

10

20

30

40

50

受信するステップ
とを含む、方法。

【請求項 19】

前記ユーザのデジタルウォレットは前記遠隔サーバ上にて維持される、請求項 18 に記載の方法。

【請求項 20】

前記コンピューティング装置は、携帯電話とパソコンとタブレットコンピュータとからなる群から選択される、請求項 18 に記載の方法。

【請求項 21】

第 1 の支払トランザクションと第 2 の支払トランザクションとの関係でサーバコンピュータ内にて認証サービスを行うステップであって、前記第 1 及び第 2 の支払トランザクションはコンピューティング装置によって要求されており、前記第 1 の支払トランザクションは前記コンピューティング装置によって要求された一連の支払トランザクションにおいて前記第 2 の支払トランザクションの直前にある、ステップを含む方法であって、

前記認証サービスは、

(i) 前記第 1 の支払トランザクションの装置認証処理段階であって、前記サーバコンピュータは前記第 1 の支払トランザクションの装置認証処理段階中に第 1 の暗号を受信及び検証する、処理段階と、

(i i) 前記第 1 の支払トランザクションのユーザ認証処理段階であって、前記サーバコンピュータは (a) 第 1 の一回用鍵と第 2 の一回用鍵とを計算し、且つ、(b) 前記第 1 及び第 2 の一回用鍵を前記第 1 の支払トランザクションの前記ユーザ認証処理段階の一環として前記コンピューティング装置へと送信する、処理段階と、

(i i i) 前記第 2 の支払トランザクションの装置認証処理段階であって、前記サーバコンピュータは前記第 2 の支払トランザクションの装置認証処理段階中に第 2 の暗号を受信及び検証し、前記第 2 の暗号を検証することは第 1 のセッション鍵を計算することを含み、前記第 1 のセッション鍵は前記第 1 の支払トランザクションの前記ユーザ認証処理段階の前記ユーザ認証処理段階中に計算された前記第 2 の一回用鍵を生成するのに前記サーバコンピュータによって用いられた第 2 のセッション鍵と同一である、処理段階と、

(i v) 前記第 2 の支払トランザクションのユーザ認証処理段階
とを含む、

方法。

【請求項 22】

前記サーバコンピュータは前記第 1 及び第 2 の一回用鍵を暗号化形式で前記コンピューティング装置へと送信する、請求項 21 に記載の方法。

【請求項 23】

前記サーバコンピュータは前記コンピューティング装置のユーザのためのデジタルウォレットを維持する、請求項 21 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、サーバベースド支払のための認証システム及び方法に関する。

【0002】

関連出願の相互参照

本願は、2015年7月17日に提出された米国特許出願 14 / 802 , 210 号に基づく優先権を主張するものであり、その内容は参照によって本明細書に全て取り込まれるものである。

【背景技術】

【0003】

クレジットカード口座やデビットカード口座等の支払口座は、広範に用いられている。支払口座をアクセスする 1 つの従来的な態様においては、口座保有者が、小売店内の P O

10

20

30

40

50

S (point of sale) 端末でプラスチック製のカードを提示する。POS 端末は、カードから口座情報を (例えば、磁気ストライプを介して、又は、カード内の集積回路との無線通信を通じて、又は、カード上の電気接点を介する等して) 読み取り、そして、カードから読み取られた情報を用いて支払口座トランザクションを開始する。

【0004】

支払口座は、電子商取引においても広範に用いられている。例えば、口座保有者は、パソコン又はスマートフォンを用いて業者 (商人、販売者) のオンラインストアのウェブページにアクセスする。購入する商品を選んで、そして「チェックアウト」を選択した後、口座保有者に対して入力催促がなされるのであり、該催促では口座保有者自身の支払口座情報を、自身のコンピュータ (又はスマートフォン) にダウンロードされたデータ入力画面内へと入力するように促される。そして、業者の電子商取引用ホストコンピュータは、口座保有者によって入力された情報を用いて支払口座トランザクションを開始する。

10

【0005】

支払口座のユーザの多くが複数のそのような口座を保有していることからして、所謂デジタルウォレットに関する提言がなされている。提案されている1つの案によると、ウォレットサービスプロバイダ (WSP、wallet service provider) が多数のユーザのためにデジタルウォレットを維持する。各ユーザは自己の支払口座の幾つか又は全てを自己のデジタルウォレットに登録するのであり、WSPは各々のユーザの専用データパーティションに対応する情報を格納し、これによって各自のデジタルウォレットが形成される。電子商取引購買トランザクションの最終段階にてユーザがチェックアウトを希望する際に、WSPにある自己のウォレットにアクセスする選択肢がユーザに対して与えられる。ユーザのコンピュータ/スマートフォンと、業者の電子商取引ホストコンピュータと、WSPのコンピュータとの間でのデータ通信がなされるのであり、ユーザに対しては、現在の電子商取引トランザクションに使用するための自己の登録済み口座を1つ選ぶ選択肢が与えられる。これとの関連でのユーザに掛かる負担は、極僅かなものであることができる。ユーザが所望の支払口座を自己のデジタルウォレットから選んだらば、業者は、対応する口座情報を用いることができ、ユーザによって選ばれた口座を用いた支払口座トランザクションを開始することができる。このような案ではユーザ/オンライン購買者に対して多大な利便性をもたらすことができる。なぜならば、電子商取引トランザクションの一部として支払口座情報についての詳細事項を入力する手間から各人が解放されるからである。同時に、様々な支払口座から口座を選ぶ選択肢がユーザに与えられており、また、業者の電子商取引コンピュータ上での格納のために自己の支払口座情報を預けることが不要とされる。

20

30

【0006】

デジタルウォレットに関する別の案は、支払可能スマートフォン又は類似の携帯機器に基づいている。支払可能スマートフォン内に単一の支払口座クレデンシャル (証明書) のセットを格納する代わりに、支払可能スマートフォン内に複数の異なる支払口座に関する情報をユーザが入力することができる。スマートフォンはウォレットアプリケーションを実行しており、該アプリケーションはスマートフォン内に格納された支払カード口座情報へのユーザアクセスを管理する。スマートフォン内のウォレット機能に対応する口座情報は、スマートフォン内の所謂「セキュア要素」 (SE、secure element) 内に格納されることができる。POSにてユーザは、スマートフォンのユーザインターフェースを介してスマートフォンウォレットアプリケーションと対話して、スマートフォン内に情報が格納されている支払口座の1つを選ぶ。そして、スマートフォンは、選ばれた支払口座についての情報を、近距離無線通信 (NFC、Near Field Communication) 又は他の標準化された通信プロトコルを用いて、POS 端末へと無線送信する。例えば、スマートフォンは支払口座アプリ (app、application program) を実行することができるのであり、該アプリはPOS 端末とIC支払カードとの対話をエミュレートする。そして、POS 端末は、スマートフォンから受信した支払カード口座情報に基づいて支払カード口座トランザクションを開始する。

40

50

【 0 0 0 7 】

スマートフォンの S E 機能を遠隔的にエミュレートする案も提案されており、これによってデジタルウォレット機能を提供するスマートフォンのハードウェアコスト及びハードウェア複雑度を下げることができる。S E はモバイルネットワークオペレータ (M N O 、 Mobile Network Operator) 又は装置製造者の支配下にある故に、カードをホスティングしている W S P 又はカード発行者は M N O 又は装置製造者に依存せざるを得なくなる。

【 0 0 0 8 】

経営上の配慮及び一部の領域における規制上の要求によって、デジタルウォレットへのユーザアクセスを不正利用から保護することが要求されるのであり、これを高度のセキュリティでなすことを要する。同時に、他の経営上の配慮からすれば、既存の技術的プラットフォーム及びディストリビューションシステムに基づいて、装置製造者や M N O 等の主体に面倒な又は金銭的に厳しい負担を負わずにセキュリティ対策を容易に且つ経済的に策定・実施することができることを要する。即ち、最重要なのは、適切なレベルのセキュリティ対策を講じつつ、ウォレットトランザクションの実行に際して単純かつ簡単なユーザエクスペリエンスを提供することの望ましさなのかもしれない。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 0 9 】

本発明の特徴及び長所並びにこれらが実現される態様は、以下の発明についての詳細な説明と添付の図面とを参照することによってより明らかになるのであり、該図面は好適な又は例示的な実施形態を示すものでありこれらは縮尺通りに描写されているとは限らない。

【 0 0 1 0 】

【 図 1 】 従来型支払システムについてのブロック図である。

【 図 2 】 本発明の諸側面に基づいてもたらされる支払システムについてのブロック図である。

【 図 3 】 図 2 のシステムの一部として提供されまた本発明の諸側面に基づくコンピュータシステムについてのブロック図である。

【 図 4 】 図 2 のシステム内での支払トランザクションとの関連で用いることができる携帯型機器についてのブロック図である。

【 図 5 】 図 2 のシステムにて実装される認証機能についての概略図である。

【 図 6 】 図 2 のシステムのユーザ装置にて実装され得るホワイトボックス暗号化手法を表す図である。

【 図 7 】 ユーザ装置へ認証クレデンシャルを提供するための従来的手法についての概略図である。

【 図 8 】 本発明の諸側面による、認証クレデンシャル提供のための手法について示す図である。

【 図 9 】 図 2 のシステムで認証手続を実装するためのアーキテクチャについて示す図である。

【 図 1 0 】 一部の実施形態による、認証クレデンシャル提供のための手法について示す図である。

【 図 1 1 】 他の実施形態による、認証クレデンシャル提供のための手法について示す図である。

【 図 1 2 】 図 2 のシステムについての一部の実施形態との関係で、ユーザ及び装置の認証を取り扱うための構造及び手順について示す図である。

【 図 1 3 】 図 2 のシステムで認証プロセスのために一回用 (シングルユース) 鍵が生成されるプロセスについて示す図である。

【 図 1 4 】 図 2 のシステムのユーザ装置にて利用されるホワイトボックス暗号化手法についての概略図である。

【 図 1 5 】 図 2 のシステムの他の実施形態による、ユーザ及び装置の認証プロセスの概要について示す図である。

10

20

30

40

50

【図 1 6】図 1 5 のプロセスの初期的段階の詳細について示す図である。

【図 1 7】図 1 5 のプロセスの装置認証プロセス段階に関連するプロセス段階について示すフローチャートである。

【図 1 8】図 1 5 のプロセスの一部としてセッション鍵の生成及び配布との関連で中央サーバにて行われるプロセス段階について示すフローチャートである。

【図 1 9】図 1 5 のプロセスのユーザ認証プロセス段階に関連するプロセス段階について示すフローチャートである。

【図 2 0】図 2 のシステムのユーザ装置にて提供される暗号化データベースに関して行われる操作について示す図である。

【図 2 1】一部の実施形態による、図 2 0 の暗号化データベースの例示的内容について示す図である。

【図 2 2】図 2 のシステムのユーザ装置にてホワイトボックス暗号化機能を初期化するためのプロセスについて示すフローチャートである。

【図 2 3】図 2 のシステムのユーザ登録プロセスについて示す図である。

【図 2 4】図 2 のシステムのユーザ装置に支払機能をインストールするプロセスについて示す図である。

【図 2 5】図 2 のシステムのユーザ装置での支払アプリケーションの初期化との関連でウォレットサーバにて行われるプロセス段階について示すフローチャートである。

【図 2 6】図 2 5 にて参照される支払アプリケーションの初期化との関連でユーザ装置にて行われるプロセス段階について示すフローチャートである。

【図 2 7】図 2 5 にて参照される支払アプリケーションの初期化との関連でウォレットサーバにて行われる更なるプロセス段階について示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0011】

一般論として、また、本発明の実施形態の諸概念についての紹介として述べるに、ウォレットアクセス/支払トランザクションのための2要素認証機構を提供する。2つの認証要素には次のものが含まれ得る：(a)スマートフォンやパソコン(PC)等のユーザ装置のユーザに知られており該ユーザによって入力される秘密のPIN；及び(b)ユーザ装置内において保護された態様でセキュアに格納されている装置特有な暗号鍵。第2の認証要素(「あなたが有する何か」)は、ソフトウェアセキュリティ手法のみで実装することができ、また、ユーザ装置内にハードウェア型セキュア要素を含めずに実装することができ、また、ユーザ装置内にトラステッド実行環境をインストールせずに実装することができる。また、ウォレットアクセス/支払トランザクション実行中に、ユーザがユーザ装置以外の装置を所持したり操作したりすることは必要とされない。

【0012】

一部の実施形態では、装置特有の鍵は、ユーザ装置の支払機能の初期化中にユーザ装置内で実装される暗号関数内にエンコードされていることができる。ホワイトボックス暗号化手法(white box cryptographic technique)を利用してユーザ装置内の秘密鍵について適切な水準のセキュリティを提供することができる。秘密鍵は、支払トランザクション中に、ユーザ装置とウォレットサーバとの間での暗号化データ通信の交換のための輸送鍵(transport key)として利用されることができ、主として一回用認証鍵(SUK_AU、Single Use Key for Authentication)のインポートのために用いられる。

【0013】

一部の実施形態では、ウォレットサーバからユーザ装置へ向かって、毎回のトランザクションに際して、次のトランザクションで使用するためのユーザ装置内にて格納する暗号化された一回用鍵を、供することができ、これによって強化されたセキュリティを提供することができる。したがって、格納された一回用鍵は、ソフトウェアだけで実装された「あなたが有する何か」型の認証要素による強化されたセキュリティレベルをユーザ装置内にて提供する。

【0014】

10

20

30

40

50

1つの強化セキュリティ体制においては、各支払トランザクションは装置認証フェーズとユーザ認証フェーズとを含む。装置認証フェーズは、先行トランザクションからのセッション鍵について行うユーザ装置からウォレットサーバへと向かっての暗号的に隠蔽された提示行為、及び、ウォレットサーバによるセッション鍵の検証行為を含む。ユーザ認証フェーズは、次のトランザクションのための装置認証セッション鍵についてのウォレットサーバからユーザ装置へと向かってなされる提供行為、及び、現在のトランザクションのためのユーザ認証セッション鍵の提供行為を含む。ユーザ認証フェーズはユーザによる秘密PINの入力をさらに含み、該PINはユーザ認証のためのセッション鍵を抽出するためにユーザ装置内で使用される。ユーザ認証フェーズは暗号的に隠蔽された形式でのデータ提出行為をさらに含むことができ、該提出行為はユーザ装置からウォレットサーバへと向かってなされるのでありまたウォレットサーバによる検証のためになされる。

10

【0015】

本開示にて説明した認証手法は、支払トランザクションに際しての簡単で便利なユーザエクスペリエンスを提供することができる。さらに、これらの手法は、トランザクション及びクレデンシャルについてのセキュリティ関連の厳格な規制上の要件の遵守を実現し得る。また、本開示にて説明する様々な手法は費用/資源消費 対 提供セキュリティ度合いに関して有利なバランスをもたらし得るのであり、また、説明する他の手法は費用効果的でありつつ支払インフラに対しての相当に洗練された攻撃に対しても保護を提供し得るものである。本開示にて説明した手法の他の利点の1つとしては、複雑又は困難となり得る装置製造者及びモバイルネットワークオペレータ(MNO)との提携やこれら主体の関与を回避しつつ、ユーザ装置へソフトウェアを配布するための商業的に利用可能な販路を活用できることが挙げられる。

20

【0016】

背景として、従来型支払システムについて先ず簡単に説明する。図1は従来型支払システム100についてのブロック図である。

【0017】

システム100は、従来型の支払カード/装置102を含む。当業者には自明であるように、支払カード/装置102は、例えば磁気ストライプカード、IC(集積回路)カード、fob、支払可能スマートフォン等であることができる。

【0018】

システム100は、POS端末106と関連付けられた読み出しコンポーネント104をさらに含む。読み出しコンポーネント104は、(支払カード/装置102の種類に応じて)何らかの既知の態様で、支払カード/装置102から支払口座番号及びその他の情報を読み取ることができる。

30

【0019】

読み出しコンポーネント104及びPOS端末106は、小売店の敷地内に配置されていることができ、小売業者の店員(即ち、商人)によって小売トランザクションの処理のために運用されることができる。図1においては、支払カード/装置102が、そのようなトランザクションの実行のために、読み出しコンポーネント104及びPOS端末106と相互作用している様子が示されている。

40

【0020】

図1のシステム100の一部として、アクワイアラ(acquirer、即ち取得側金融機関等)によって運用されるコンピュータ108が示されている。アクワイアラコンピュータ108は、従来の態様で作動して、トランザクションについてのPOS端末106からの承認リクエスト(authorization request)を受信することができる。アクワイアラコンピュータ108は、承認リクエストを、支払ネットワーク110を介して、支払カード/装置102と関連付けられている支払カード口座のイシュア(issuer、カード発行会社)によって運用されるサーバコンピュータ112へと、ルーティングすることができる。また、よく知られているように、支払カードイシュアサーバコンピュータ112によって生成された承認応答は、支払ネットワーク110及びアクワイアラコンピュータ108を介

50

してPOS端末106へと戻るようにルーティングされることができる。

【0021】

支払ネットワークとしてよく知られたものの1例が「Banknet」（登録商標）システムであり、これは本件譲受人たるMasterCard International Incorporatedによって運営されている。

【0022】

支払カードイシュアサーバコンピュータ112は、個々のユーザに対して支払口座を発行する金融機関（FI、financial institution）によって又は該機関の代理として、運用されていることができる。例えば、支払カードイシュアサーバコンピュータ112は次のような機能を実行することができる：（a）FIによって発行された支払口座に課金すべき支払口座トランザクションについての承認リクエストを受信し及びこれに回答すること；並びに（b）トランザクションについて追跡と格納を行うこと及び口座記録を維持すること。

10

【0023】

図1に示すシステム100のコンポーネントは、単一のトランザクションを処理するために必要なものだけを含んでいる。典型的な支払システムは（同時的になされるトランザクションを含めて）多数の購入トランザクションを処理することができ、またシステムは、相当な数の支払口座イシュア及びそれらのコンピュータと、相当な数のアクワイアラとそれらのコンピュータと、無数の商人及びそれらのPOS端末及び関連付けられている近接読み取りコンポーネントとを含むことができる。システムは非常に多数の支払口座保有者を含んでいることができ、これら保有者は支払トランザクションを開始するための支払カード又は他の装置を携帯しており、これらトランザクションの開始は対応づけられた支払口座番号をPOS端末の読み取りコンポーネントに提示することによってなされる。

20

【0024】

上述の支払システム100についての概要では、例示的に示されたトランザクションは店舗内（in-store）購入トランザクションであった。しかし、当業者及び消費者が良く知っているように、多くの支払口座トランザクションはオンラインショッピングトランザクション等の電子商取引トランザクションとの関連で行われる。これらのトランザクションに関しては、商人の役割を電子商取引サーバコンピュータ（不図示）によって代替することができる。該サーバコンピュータが図1のコンポーネント104、106を代替することができる。したがって、電子商取引サーバが、従来型の図1にて言及されたトランザクション承認リクエストメッセージ（transaction authorization request message）を発することができる。また、ショッピングウェブページとの対話をする為に、スマートフォン等のモバイルブラウザが実行される装置又はパソコン、ラップトップコンピュータ若しくはタブレット等の装置を、ユーザが操作することを、トランザクションが伴う場合があり、該ウェブページは上述の商人の電子商取引サーバ上にホスティングされている。直前のセンテンスにおいて参照されたユーザ装置の諸タイプは、図1の符号102の箇所について実質的な代役たり得る。

30

【0025】

図2は、本発明の諸側面に基づいてもたらされる支払システム200についてのブロック図である。（図1の場合と同様に、単一のトランザクションを処理するために必要なコンポーネントだけを含んでいる場合の支払システムが図2に図示されており、実際においてはそして後述のように、支払システム200は少なくとも幾つかのコンポーネントについて遙かに多い個数のインスタンスを含んでいることができる。）

40

【0026】

図1と同様に、図2は上述したような支払ネットワーク110とイシュアサーバコンピュータ112とを含んでいる。一部の実施形態では、これら2つのシステムコンポーネントは大体において従来的態様で動作することができ、支払口座システムトランザクション承認リクエスト（payment account system transaction authorization request）及びトランザクション承認応答（transaction authorization response）を受信及びルーティン

50

グすることができる。

【0027】

図示の簡潔性のために、支払システム200の商人及びアクワイアラの諸観点は単一のブロック202によって表されている。商人/アクワイアラブロック202（即ち、商人又はアクワイアラ又はこれらのどちらかのためにサービス提供者によって運用されている装置）は、ウォレットスイッチ204と通信可能なものとして表されている。顧客がWSPにアクセスしてトランザクションのための支払を提供したいと商人に対して知らせた場合、ウォレットスイッチ204は、商人/アクワイアラブロック202から通信を受信することができる。実効的には、ウォレットスイッチ204は、商人から発せられるトランザクション詳細事項をウォレットサーバ206へと中継することによってウォレットサーバ206をトランザクションに参加させることができる。ウォレットサーバ206の詳細は後述する。ウォレットサーバ206が提供する主要な働きには、支払システム200の多数のユーザのためにデジタルウォレット208を格納すること及び図2のブロック210に示されているユーザ及び装置認証サービスの提供機能が含まれる。後者の機能は、本願開示の教示事項に従って提供されることができ、また、重要な側面に関して従来提案されてきた認証慣行から逸脱することができる。また、コンポーネント202は、ウォレットサーバとして機能することができることに加えて、遠隔認証サーバとしても機能することができることに留意されたい。

10

【0028】

トランザクションに関する認証は、ウォレットサーバ206/認証機能210と、商人と購入トランザクションを行うユーザによって操作されるユーザ/支払装置（参照符号212）との間で行われる処理を介して、なされることができ、図2ではユーザ/支払装置212はスマートフォン等のモバイル装置として図示されているが、例えば他の場合においては、ユーザ/支払装置212は、現在のトランザクションのためにブラウザプログラムを介して電子商取引サイトにアクセスするために用いられているパソコン、ラップトップコンピュータ、タブレットコンピュータ等であることができる。ユーザ装置212についての非スマートフォン型の事例は破線でブロック214として図示されており、一部の事例においては明示的に図中に示されているユーザ装置212を代替することができる。図2に示す特定の例においては、ユーザ装置212は、モバイル認証アプリ（アプリケーションプログラム）216を介してウォレットサーバ212と相互作用215を行っているものとして示されている。

20

30

【0029】

ウォレットサーバ206とユーザ装置212との間の相互作用215には、ウォレットサーバ206内に格納されたユーザのデジタルウォレットからの口座についての認証及び選定が、含まれることができる。認証は、装置認証及びユーザ認証を含むことができ、また、後述のように、相当な厳密性又は極め高度な厳密性を伴って運用される2要素認証機構を伴って実装されることができる。

【0030】

図2において接続218によって概略的に図示されているように、モバイルアプリ216は、オンライン購買「バスケット」（買い物籠）についての支払段階が完了し得ることを商人/アクワイアラ202に対して効果的に知らせることができるのであり、バスケット合計がユーザに知られている場合には、モバイルアプリ216は、現在のトランザクションについて特定のウォレットのブランドを選好支払方法としてユーザが選定したことを指示することもできる。

40

【0031】

システム200の実際的な実施形態に含まれる、図2に示す各コンポーネントの実際の個数は、1を超えることができることに留意されたい。例えば、システムに参加する商人が多数存在することができる、また、トランザクション認証をなすようにプログラムされているユーザ装置や他のユーザ/支払装置を操作している個人がさらに多く存在することができる。相当数のアクワイアラ及びイシューが存在することができる、幾つかのウォレット

50

サーバが存在していることがあり、潜在的には1つより多くの支払ネットワークが存在することができる。従来型の支払システム100についての上記の記述から分かるように、図2に示す支払システム200は、同時的なトランザクションを含めて多数のトランザクションを処理することができる。

【0032】

支払システム200の典型的な構成においては、ウォレットサーバ206は商人及びユーザ装置212の双方との関係で遠隔に配置されている。

【0033】

図3は、図2に示されており本発明の諸観点に基づくウォレットサーバ206についての例示的实施形態を示すブロック図である。

10

【0034】

図3を参照するに、ウォレットサーバ206は、ハードウェアの観点からは従来的であることが可能であるが、ソフトウェアによって制御されて本明細書にて説明するように機能するように構成されていることができる。例えば、ウォレットサーバ206はサーバコンピュータ用ハードウェアで構成されていることができる。

【0035】

ウォレットサーバ206は、通信装置301、記憶装置304、入力装置306及び出力装置308と連携動作可能に接続されたコンピュータプロセッサ300を含むことができる。

【0036】

コンピュータプロセッサ300は、1以上の従来的プロセッサによって構成されていることができる。プロセッサ300はその動作に際して、以下において説明されるプログラム命令に含まれたプロセッサによって実行可能な諸ステップを実行するのであり、これによってウォレットサーバ206を制御して所望の機能を提供する。

20

【0037】

通信装置301は、例えば(ウォレットスイッチ204やユーザ装置212等の)他の装置との通信を促進するために用いることができる。例えば、通信装置301は、次のような通信を促進するための種々の通信ポート及びインターフェースを含むことができる：
(i)支払システム200の数多くのユーザによって操作されるユーザ装置たるモバイル装置との間でなされる1以上のモバイル通信ネットワーク(不図示)を介した無線通信；
及び/又は(ii)インターネットを介したPC等との通信。

30

【0038】

入力装置306は、コンピュータ内へとデータを入力するために典型的に用いられる任意のタイプの周辺機器を1以上備えることができる。例えば、入力装置306は、キーボード及びマウスを含むことができる。出力装置308は、例えばディスプレイ及び/又はプリンタを備えることができる。

【0039】

記憶装置304は、任意の適切な情報記憶装置を備えることができ、これには次の装置の組合せが含まれる：磁気記憶装置(例えば、ハードディスクドライブ)、例えばCCD及び/若しくはDVD等の光学記憶装置、並びに/又はランダムアクセスメモリ(RAM)や読み出し専用メモリ(ROM)や所謂フラッシュメモリ等の半導体メモリ装置。このような情報記憶装置の1以上は、コンピュータ可読記憶媒体又はコンピュータ使用可能媒体若しくはメモリであるものとみなされることができる。

40

【0040】

記憶装置304は、プロセッサ300を制御するための1以上のプログラムを記憶している。プログラムは(コンピュータ可読プログラムコード手段とも称される)プログラム命令を含んでおり、該命令はプロセッサ300によって実行されるウォレットサーバ206のプロセッサ実行可能処理ステップを含んでおり、該ステップはウォレットサーバ206に本明細書で説明する機能を行わせるものである。

【0041】

50

プログラムは、プロセッサ300を制御する1以上の従来のオペレーティングシステム（不図示）を含むことができ、これによってウォレットサーバ206内での活動及びリソース共有を管理し及び調和させて、ウォレットサーバ206上で実行されるアプリケーションプログラム（後述）のためのホストとして稼働することができる。

【0042】

記憶装置304によって記憶されているプログラムには、例えばユーザ登録アプリケーションプログラム310が含まれていることができる。ユーザ登録アプリケーションプログラム310は、プロセッサ300を制御して、ウォレットサーバ206がユーザからの要求を捌けるようにして、ウォレットサーバ206によって提供されるウォレットサービスに登録できるようにすることができる。例えば、これには少なくとも次の動作が含まれることができる：ウォレットサーバ206上にユーザ口座を開設することと；ユーザの支払口座の幾つかをウォレットサーバ206上でユーザに提供されるためのデジタルウォレットに編入すること。ユーザの支払カード口座の登録は、少なくとも一部の場合においては、問題となる支払カード口座を識別するプライマリ口座番号（PAN、primary account number）を介してなされるか、及び/又は、2013年にMasterCard International Incorporated、Visa及びAmerican Expressによって公表された「Payment Token Interoperability Standard」（支払トークン相互運用基準）において言及されるタイプの支払トークンを介してなされることができる。

10

【0043】

ユーザのデジタルウォレットを確立するための、ユーザとウォレットサーバ206との相互作用は、例えば、ウォレットサーバ206によってホスティングされたウェブサイトへのアクセスを介してなされることができる。

20

【0044】

また、記憶装置304は、次の動作をウォレットサーバ206にさせるようにプロセッサ300を制御するウォレットメンテナンスアプリケーションプログラム312をも記憶していることができる：ウォレットサーバ206内にユーザ達によって確立されたデジタルウォレットを格納及び維持すること。

【0045】

また、記憶装置304は、次の動作をウォレットサーバ206にさせるために必要なプログラム命令314を記憶していることができる：本明細書にて詳述されるような態様で遠隔認証サーバとして稼働すること。

30

【0046】

また、記憶装置304は、支払トランザクション取り扱いプログラム316をも記憶していることができ、該プログラムはプロセッサ300を制御してウォレットサーバ206がウォレットスイッチ204からウォレットサーバ206へと差し向けられた多数のトランザクションについてウォレット口座選定を行うことができるようにするものである。一部の実施形態では、プログラム314、316の機能は、単一のプログラムに併合されるか、又は、関連するプログラム間の協調を包括することができる。

【0047】

また、記憶装置304は不図示の他のプログラムをも記憶することができ、また、ウォレットサーバ206は不図示の他のプログラムをも実行することができる。例えば、これらのプログラムには報告アプリケーションが含まれることができ、該アプリケーションはウォレットサーバ206によって行われた活動についての報告を求めるシステム管理者からの要求に応答することができる。他のプログラムには1以上の次のようなものも含まれる：データ通信プログラム、ウェブサイトホスティングプログラム、データベース管理プログラム、デバイスドライバ等。

40

【0048】

また、記憶装置304は、ウォレットサーバ206の稼働に必要な1以上のデータベース318を記憶していることができる。このようなデータベースは、例えば、ユーザ/カード保持者のためにウォレットサーバ206内にて維持されるデジタルウォレット及び関

50

連する支払口座情報に対応するデータを格納するための（図3において別個に図示はされていない）データベースを含むことができる。ウォレットサーバ206は、自己の認証機能との関係で、後述のように、1以上の他の（図3において符号318としてしか示されていない）データベースを活用することができるのであり、例えば認証目的のためのユーザデータベースや認証目的のための装置データベースがそれである。

【0049】

上述のように、スマートフォン、パソコン、ラップトップコンピュータ、タブレットコンピュータ等を含むインターネット接続を有する様々な異なるタイプの装置を、ウォレットベースド（ウォレットを基礎とした）支払トランザクションにおいてユーザ/支払装置として活用することができる。多くの場合において、スマートフォン等のモバイル装置をそのような役割で用いることができるということからして、そのような装置の諸観点について示すことが有益なのであり、図4にてこれが示されている。

10

【0050】

図4は、図2の支払システム200でなされる支払/ウォレットアクセストランザクションとの関連で用いられ得るモバイル装置（本図に関しては、参照符号400が付与されている）についての実施形態についてのブロック図である。

【0051】

1つの例示的实施形態では、モバイル装置400はハードウェアの観点において及びソフトウェアの観点の殆どにおいて典型的なスマートフォンであることができるも、本明細書にて説明されているように例えば商人側装置及びウォレットサーバ206と相互作用できるようにするために当該モバイル装置400は適切にプログラミングされていることができる。端的には、モバイル装置400は、商人側装置に対して自己についての識別事項を提示し、また、ウォレットサーバ206との関係で次の動作を行うことができる：装置認証、ユーザ認証、ウォレットデータの受領及びウォレット口座についての選定。これらの動作の詳細については後述するが、モバイル機器400の重要な側面についての概要に関してはこれから述べる。

20

【0052】

モバイル機器400はハウジング402を含むことができる。多くの実施形態では、ハウジングの前面の主要部はタッチスクリーンで構成されており、これがモバイル機器400のユーザインターフェース404の主要要素である。

30

【0053】

モバイル機器400は、従来のモバイルプロセッサ/制御回路406をさらに含んでおり、これらはハウジング内に格納されている。また、モバイル機器400内には記憶/メモリ装置が1つ又は複数含まれている（参照符号408）。記憶/メモリ装置はプロセッサ/制御回路406と通信可能であり、また、プロセッサ/制御回路406を制御してモバイル機器400の様々な機能を管理及び実行するためのプログラム命令を含んでいることができる。周知のように、このような機能には、携帯電話ネットワーク（不図示）との相互作用を介してなされる携帯型音声通信装置としての運用が含まれる。さらなる従来の機能としては、モバイルデータ通信装置としての運用が含まれ、さらには幾つかのアプリケーションプログラム（「アプリ」とも称する）によるプログラミングによるポケットに収まる程の大きさのパソコンとしての実質的運用も含まれる。（アプリは図4ではブロック410として表されており、運用においてはブロック408内に格納されていることができ、種々の態様でプロセッサ/制御回路406をプログラミングすることができる。）上述のモバイル通信機能はブロック412として表されており、プログラミングされた制御機能に加えて、これらのモバイル通信機能はアンテナ、トランシーバ回路、マイクロフォン、拡声器等の（不図示の）ハードウェア機能に依存している。

40

【0054】

図4のブロック414は、モバイル機器400が支払システム200に参加するための機能を表しており、該参加の態様については後述する。これにはウォレットアプリ（支払アプリ又は支払アプリケーションとも称する。）の関与がある場合があり、該アプリは本

50

願開示の教示事項において示された機能に即する機能を有していることができる。また、後述から分かるように、支払機能 4 1 4 は記憶部 / メモリ 4 0 8 を管理することができ、モバイル機器 4 0 0 内に 1 以上の特化したデータベース (図 4 においては別個には図示されていない) をもたらすことを可能とし得る。

【 0 0 5 5 】

上述から次のことが分かるであろう : 即ち、モバイル機器 4 0 0 のコンポーネントとして図 4 にて表されたブロックは実質的に互いに重複し得るものであり、及び / 又は、ブロック間には図示はされていない機能的な連関があり得る、ということ。

【 0 0 5 6 】

モバイル機器 4 0 0 はスマートフォンとして体現され得ると述べられているも、該仮定は限定的なものとしては意図されておらず、モバイル機器 4 0 0 は少なくとも一部の場合においては代替的には、モバイル通信機能を持たされたタブレットコンピュータとして又は他のタイプのモバイルコンピューティング装置として構成され得る。上述のように、本発明の諸観点に即して他のタイプのモバイルコンピューティング装置をユーザ装置として活用することができる。

10

【 0 0 5 7 】

図 5 は、図 2 のシステムの一部の実施形態における認証機能の実装例について概略的に示す図である。

【 0 0 5 8 】

本発明の諸観点によれば、ユーザ装置 2 1 2 , 2 1 4 (実際にはそれらは内なるソフトウェアエンティティを伴っている) とウォレットサーバ 2 0 6 の認証 / 検証機能 5 1 2 (図 5) との間で強力な認証方法が提供される。一部の観点においては、図 5 に提示されるアーキテクチャは、本件譲受人たる MasterCard International Incorporated によって制定された D S R P (Digital Secure Remote Payment、デジタルセキュア遠隔支払) システムのモデルに準拠することができる。開示する認証方法は、電子商取引支払トランザクションに関して (例えば、ヨーロッパ中央銀行 (E C B) 体制等の) 規制体制との関連での完全遵守をもたらし得るのであり、同時に、少なくとも毎回のトランザクションに関して I C 支払カードや個人カードリーダー (P C R、personal card reader) 等のハードウェア要素を伴わずにしてユーザに便利且つ簡単なエクスペリエンスを提供することができる。代わりに、一部の実施形態では、特定のカード / 支払口座を自身のデジタルウォレットに追加するという局面のみにおいて、自身の I C 支払カード及び P C R を使用することがユーザに義務づけられる (これは、例えば、資金洗浄防止 / テロ資金対策 (A M L / C T F、Anti-Money Laundering/Counter Terrorism Funding) 関連の E C B 要求を満たすためのものたり得る。) 。他の実施形態では、デジタルウォレットに支払口座を編入する場合やウォレットトランザクションを行う場合との関連で、I C 支払カード及び / 又は P C R を使用することをユーザに義務づけない場合もある。開示される認証方法は、既に提案されてきた他のユーザ認証方法が伴うような複雑なインフラへの依存を回避することができる。

20

30

【 0 0 5 9 】

図 5 に示したアーキテクチャの 1 つの特徴としては、ユーザに便利な態様での強力なユーザ認証の提供が挙げられ、即ち購買エクスペリエンスがもたらされた際のチャンネルと同一のチャンネルでこれを提供し得る。例えば、モバイル機器 2 1 2 内のモバイルウォレットアプリ 5 0 2 を介して「inApp inChannel」型認証を提供することができ、あるいは、ユーザ装置がパソコン 2 1 4 等である場合には、inApp inChannel 型認証はパソコン 2 1 4 上で実行されるオペレーティングシステムと互換性を有するアプリケーションプログラムを介して提供されることができる。5 0 4 で表されるように、モバイルウォレットアプリ 5 0 2 は本願開示の教示事項による認証機能 5 0 4 を組み込むことができ、モバイル機器 2 1 2 内にて「ソフトウェアオンリー」な認証トークンを実装することができる。

40

【 0 0 6 0 】

代替的には、本発明の諸観点によれば、モバイル機器 2 1 2 又はパソコン 2 1 4 内にお

50

いて「inBrowser inChannel」型認証機能を提供することができ、例えばブラウザ拡張 506 又はブラウザ（例えば、パソコンブラウザ 508 又はモバイルブラウザ 510）内にて実行されているウェブページを介して提供がなされ得る。

【0061】

また、認証機能 504 / ブラウザ拡張 506 のどちらかがウォレットサーバ 206 の認証 / 検証機能 512 と相互作用しているものとして表されており、該サーバはウォレットサービスを提供するに際して慣例となっている「登録済みカード」（C o F、card on file）機能 514 をも組み込んでいることができる。

【0062】

ソフトウェアオンリーな認証トークンを用いることによって、さもなければ生じていたであろう次の側面における潜在的な不便さ又は困難性を回避し得る：（a）MNO によって提供された SIM カード上に認証トークンをホスティングすること（即ち、MNO の協力を取り付けることを要さないということ。）；（b）支払セキュリティ目的で専用のハードウェアセキュア要素（S E、secure element）を提供すること（即ち、機材製造者の協力を得る必要性が減るか無くなるということ。）；又は（c）装置内に信頼済み実行環境（T E E、Trusted Execution Environment）回路の組み込み（即ち、機材製造者の協力を得る必要性が減るか無くなるということ。）

10

【0063】

ソフトウェアオンリーな認証トークンの実装を支援するために「不正耐性」特性を付与するために用いることのできる手法は、例えば図 6 に示されている静的な又は動的なホワイトボックス暗号（W B C、white box cryptography）の両者を用いることができる（該図の上部 602 が静的 W B C を表し、下部 604 が動的 W B C を表している。）。

20

【0064】

静的 W B C 実装例（602 の部分）では、秘密鍵 K は固定されているがブロック暗号構造内にエンコードされており、攻撃者によって逆算できないようになっている。当該鍵は、ウォレットアプリのコンパイル時に、ウォレットアプリの実装の一体的な部分と化する。

【0065】

図 6 の下部 604 は動的ホワイトボックス（D W B、Dynamic White Box）の実装例を示しており、鍵 K はウォレットアプリの呼び出し毎に変化することができる。このような実装では、動的鍵 K はパラメータとして渡されるが、保護されていない環境へと送信される前にセキュアな態様に先ず変換される。可能な変換タイプには以下のものが含まれる：

30

【0066】

・ キーイングされていない t 変換 $o(K)$ 。このタイプではセキュリティは変換の秘匿性に依存しており、 $o(K)$ は難読化関数（obfuscation function）と見なされることができる。これは、秘密のエンコーディング / デコーディングテーブルを有する難読化変換として実装されることができる。したがって、 $o^{-1}(K)$ は、非セキュアな環境を経た後に宛先においてセッション鍵の復元を可能とする逆難読化変換である。

【0067】

・ 汎用的な暗号化 / 復号化アルゴリズム $e_R(K)$ を伴う暗号化。生成された実装例では鍵 R が用いられるのであり、該鍵はユーザ / モバイル機器のそれぞれについて固有なものであり、該鍵は動的鍵 K の生成後にそれを暗号化するために用いられるのであり、該鍵はそれを内部的に復号して暗号化アルゴリズム E によって使用されるべき D W B (E) プリミティブを得るために用いられるのである。

40

【0068】

（例えば、「アプリストア」等からの）各ユーザ装置へ向かったの頒布時においては、各装置内の W B C 構造についてはコーディングが同じであることができるが、後においては、各ユーザに特有なセッショントランスポート鍵（session transport key）を用いて個々のユーザ装置の W B C 構造を初期化することができる。したがって、W B C 構造と特有化された W B C が実行されているハードウェア / ソフトウェアプラットフォームとがな

50

す組合せが、「あなたが有する何か」（即ち、認証要素に対しての所有）と同視されることが出来る。

【0069】

認証トークンの不正耐性を支援するために用いられ得る別の手法は、後述の図8に示すプロビジョニングアプローチに基づいていることができ、ホワイトボックス暗号手法によって構築されることが出来る。先ず図7を参照するのであり、同図は典型的なプロビジョニングアプローチを表しており、ここでは（702にて示されているように）パラメータ/鍵が認証前に1回プロビジョニングされるのであり、鍵は格納されて多数回使用されるのであり、鍵はハードウェアの不正耐性を有している認証トークン704内に格納される。格納されたパラメータの後程における複数回の使用は、図7においては符号706で表されている。

10

【0070】

対照的に、本願開示の教示事項によれば、そして図8に示されている事項によれば、認証用の秘密パラメータ/認証鍵は「クラウド」内でウォレットサーバ認証サービス機能によって新規に生成されるのであり、図8の802で示されているようにこれらは認証自体が行われるのに先んじて各セッションにおいて提供される。また、秘密パラメータ/認証鍵はPIN又はパスワードによって保護されていることができ、これによって第2の認証要素たる「知識」型/「あなたが知っている何か」型の認証要素が提供される。

【0071】

さらに、一部の実施形態では、セッション認証鍵が実行環境内で平文のまま開示されることは絶対になされない。むしろ、セッション鍵は、動的ホワイトボックス暗号プリミティブ内でそれをウォレットアプリ内で用いている認証機能と一緒にサンドボックス化される。

20

【0072】

一部の規制上の要求又はセキュリティ目標を達成するためには、ウォレットサーバ内のデジタルウォレットにカード/支払口座を追加する操作の段階においては、別個のユーザ認証インフラを用いることが望ましい場合があり、追加後に関しては、当該口座データを用いるトランザクションとの関係では、そのような別個のユーザ認証インフラを用いることが必要なくなる場合がある。

【0073】

図9は、図2のシステム内で認証手順を実施するためのアーキテクチャの概要を示す図である。このアーキテクチャは、サーバベースド（サーバを基礎とした）DSRPモデルで強力なユーザ認証サービスを提供するために望ましいものであり得るのであり、上述において望ましい目標として言及されているようなソフトウェアだけで実装された2要素認証を組み込んだものである。図9の機構は、パソコンやタブレットコンピュータやスマートフォン等の非セキュアなメモリ内においてホスティングされ得るソフトウェアオンリーな環境として実装されることが出来る。図9の要素については後述するのであり、説明はOATH（Initiative for Open Authentication）フレームワークに従ってなされる。

30

【0074】

図9を参照するに、認証トークン（参照符号902）は、動的WBCで作成されたソフトウェア型不正耐性環境内の暗号的に耐性を有しているワンウェイ関数（OWF、One Way Function）904を伴って実装され得る。認証方法（906）は、クライアントアプリケーション910とのチャレンジ/応答プロトコル908を伴って実装されることが出来る。クライアントアプリケーション910は、認証トークン902内のOWF904とウォレットサーバ206内の認証検証サーバ機能912との間の透過的プロキシとされることが出来る。クライアントアプリケーション910は、例えば次のようなものとして実装されることが出来る：モバイルウォレットアプリ、従来のパソコンオペレーティングシステムと互換なパソコンタイプのアプリケーション、ブラウザ拡張、又はパソコン/タブレット/モバイルブラウザに提供されるHTML5型のウェブページ。

40

【0075】

50

トークンインターフェース（参照符号 9 1 4）は、例えば E M V プロトコル（及びその A P D U（アプリケーションプロトコルデータユニット））をエミュレートするプロプライエタリな A P I（アプリケーションプログラミングインターフェース）（参照符号 9 1 6）であることができ、又は、代替的には、認証方法 9 0 6 を実施可能な他の任意の A P I であることができる。

【 0 0 7 6 】

ウェブサービスはウォレットサーバ 2 0 6 を介して実装されることができ、ユーザに対して顧客データベース 9 1 8 内の自己のチェックアウトデータ / 登載済みカード（C o F）を提供することができ、これは認証検証サーバ機能 9 1 2 によって適正な認証がなされた後になされるのであり、これに際しては該サーバ機能 9 1 2 が認証トークン 9 0 2 からサーバ機能 9 1 2 へと伝達された「認証符号」（即ちデータエンティティ）を検証しているものとする。

10

【 0 0 7 7 】

図 9 のアーキテクチャ内のプロビジョニング及び管理サービスは、ウォレットサーバ 2 0 6 と関連付けられたトークン管理エンティティを含むことができる。トークン管理エンティティは、システムに登録されている各認証トークン 9 0 2 について、認証のための固有なトークンマスター鍵（T M K _ A U、token master key for authentication）を生成して格納することができる。プロビジョニング及び管理サービスは、トークンクレデンシャルエンティティ 9 2 2 をさらに含むことができ、該エンティティは各認証セッションに際してトークンマスター鍵 T M K _ A U から新たな認証用のセッション鍵 S K _ A U（session key for authentication）を導出する。

20

【 0 0 7 8 】

後述の記載においては、認証トークン 9 0 2 及び認証方法 9 0 6 を実施するための機構として 2 以上の具体的機構について述べる。

【 0 0 7 9 】

本願開示の教示事項による比較的単純なユーザ認証モデルは、図 1 0 に示されている。図 1 0 のモデルは、ユーザ認証のための鍵及び / 又は他のパラメータのプロビジョニング（参照符号 1 0 0 2）並びにユーザ認証それ自体（参照符号 1 0 0 4）を含む。このモデルの説明には、後述の図 1 2 ~ 1 4 についての説明が伴う。

【 0 0 8 0 】

本願開示の他の態様による強化されたセキュリティ機能を有する認証モデルは、図 1 1 に示されている。図 1 1 のモデルは、ユーザなりすまし、装置なりすまし、強化暗号化等の広範な攻撃手法に対して保護をもたらすことができる。後者のモデルは、ユーザ認証のための鍵をプロビジョニング（参照符号 1 1 0 2）することと、次のユーザ認証セッションにて装置認証のための鍵をさらにプロビジョニング（参照符号 1 1 0 4）することと、装置及びユーザの両者について認証（参照符号 1 1 0 6）することとを含み、前者の認証は以前のセッションからの鍵を用いるのであり、後者のそれは現在のセッションの鍵を用いる。図 1 1 のモデルの説明には、後述の図 1 5 ~ 1 9 についての説明が伴う。

30

【 0 0 8 1 】

図 1 2 は、図 1 0 との関連で若干説明した認証モデルを実施するための、（ソフトウェアベース的な）認証トークン 1 2 0 2 と認証検証サーバ 1 2 0 4 との間の相互作用を示す図である。

40

【 0 0 8 2 】

図 1 2 をなおも参照するに、以下認証トークン 1 2 0 2 の構造について説明する。

【 0 0 8 3 】

認証トークン 1 2 0 2 は認証符号生成器を含むことができ、これは暗号学的に耐性を有している O W F 1 2 0 6 の形式を取ることができる。O W F 1 2 0 6 は、認証符号生成器として機能するのであり、ユーザの信頼性を評価するために用いられるべき認証符号（認証検証サーバ 1 2 0 4 へと提出すべきデータエンティティ）をもたらす。O W F / 認証符号生成器 1 2 0 6 は次式に従って認証符号（Authenticator）を計算することができる：

50

[数 1]

Authenticator = OWF[SK_AU, Token Profile](Challenge, Session Data, Token Data)

【 0 0 8 4 】

本願開示の後程で説明するように、OWFは、数学的関数 f を用いて実装されることができる。後述のように、関数は、暗号鍵とトークンプロファイルとをもってパラメータ化されることができる。OWFは、認証データを入力として受け付けて、認証符号をもたらす。認証データの例の詳細は、本願開示の後程の表にて説明されている。一部の実施形態では、認証データは、認証検証サーバによってもたらされた新たなチャレンジ値、及び、クライアントと認証検証サーバとの間で確立された接続から収集されたセッションデータを、常に含んでいる。

10

【 0 0 8 5 】

前段落で言及されたトークンプロファイルは認証トークンのための個人化データを含むことができ、該データは特定のユーザに特有なものである。この個人化データはトークン識別番号 (T I d N、token identification number) を含むことができ、該番号は問題となる認証トークンをウォレットサーバ及び / 又はウォレットサーバの運営者の技術的・管理的な境界内で識別するための固有な番号であることができる。

【 0 0 8 6 】

個人化データは失効日をさらに含むことができ、該日付はトークンが認証システム内で有効として扱われなくなる日を特定するものである。

【 0 0 8 7 】

個人化データはトークン属性をさらに含むことができるのであり、該属性は認証トークンが有効とみなされるための具体的な条件を記述し得るものである (例えば、どのタイプの装置で生成されたか、どのタイプのトランザクションに用いられることができるか等)。

20

【 0 0 8 8 】

一部の実施形態では、2以上の異なるタイプのトークンプロファイルがあることができる。例えば、一方ではトークンプロファイル「TP - MA」があり、これは認証トークン機能を伴うモバイルウォレットアプリ (mobile wallet app) に対応し得るのであり T I d N 1 によって表され得るのであり、他方ではトークンプロファイル「TP - BE」があり、これは認証トークン機能を伴うブラウザ拡張 (browser extension) 又はウェブページに対応し得るのであり T I d N 2 によって表され得る。

30

【 0 0 8 9 】

さらに、認証トークンは鍵コンテナを含むことができ、これは暗号鍵を用いてのOWFのパラメータ化のために用いられることができる。暗号鍵は、図 1 2 においては S K _ A U (参照符号 1 2 0 8) と呼ばれ、認証セッション鍵 (authentication session key) とも呼ばれ得る。

【 0 0 9 0 】

鍵コンテナに (トランザクション毎に多様化させ得る) 「カードマスター」鍵を恒久的に格納させる代わりに、新たな認証用一回用鍵 (S U K _ A U、single-use key for authentication) を鍵コンテナに提供することができるのであり、該提供動作はウォレットサーバのトークンクレデンシャルサービスによって (図 8 , 1 0 において概略的に示されている) 各ユーザ認証セッションの開始時においてなされる。この手法は、モバイル (ウォレット) アプリ又はブラウザ拡張 / ウェブページのソフトウェアオンリーな環境におけるセキュリティの潜在的な欠如への対処態様としては、適切たり得る。

40

【 0 0 9 1 】

一部の実施形態では、トークンクレデンシャルサービスによってもたらされた S U K _ A U は、OWFにて暗号鍵として直接的には用いられず、代わりに、ユーザによってクライアントソフトウェアの P I N パッドソフトウェアエミュレータ部に打鍵入力された P I N 又はパスワードと組み合わせられて、セッション鍵 S K _ A U をもたらし得る。

【 0 0 9 2 】

50

一部の実施形態では、OWFは、以下の特性を有し得る。

【0093】

暗号学的な耐性を有するOWFたる f は以下の特性を有し得る：

(a) f の表現が公知であること；

(b) 所与の入力 x に対して $f(x)$ を計算するのは容易であるが、 f の値域内の全ての像 y について $y = f(x)$ となるような入力 x を導出することが計算量的に実現不可能であること(この特性は第1原像耐性(first pre-image resistance)とも呼ばれる。)；

(c) $f(x) = f(x')$ 且つ $x \neq x'$ である引数があったとしても、ペアたる $(x, f(x))$ について $f(x) = f(x')$ となるような x' を発見することは計算量的に実現不可能であること(この特性は第2原像耐性(second pre-image resistance)とも呼ばれる。)；

(d) $f(x) = f(x')$ 且つ $x \neq x'$ である引数を見ることが計算量的に実現不可能であること(この場合、関数は衝突耐性を有しているという。)

【0094】

これらの特性の1以上は、ペアたる $(x, f(x))$ の観測のみできるが x の選定に関して影響力を及ぼすことができないような外部攻撃者に対する防護としては効果的である傾向が認められ得る。これらの特性の1以上は、後日において自己が実際に認証されたトランザクションの責任を逃れようとする不誠実なユーザのような内部攻撃者に対する防護としては効果的である傾向が認められ得る。

【0095】

一部の実施形態では、OWFは、アンキード(un-keyed)関数とするか、又は、対称鍵を有するキード(keyed)関数とするように選択されることができる。

【0096】

一部の実施形態では、アンキード関数としてのOWFは、以下のように実装されることができる。

【0097】

関数 f はアンキード関数として選定されることができるのであり、即ち関数をパラメータ化するのに暗号キーを要しない場合である。ユーザの秘密情報は(それがセッション鍵であるか直接的にパスワードであるかを問わずに)、関数 f の引数内で直接的に渡されることができるのであり、即ち次式のとおりである。

[数2]

Authenticator = f [SK_AU](Challenge, Session Data) = H(SK_AU, Challenge, Session Data).

【0098】

通常、この分類においては、ハッシュ関数 H を選択することができる。エンティティ認証サービスの実装においてハッシュ関数を用いる際の基本的な思想は、任意の長さを持つ属性セットの信頼性をそのハッシュコードの信頼性に転換する、ということである。

【0099】

アンキードOWFについて例を2つ挙げる：(1)OATHコンソーシアムによって提案されたHMAC系ワンタイムパスワード(HOTP、HMAC-Based One-Time Password)アルゴリズム；及び(2)SHA-256系ハッシュ関数。

【0100】

一部の実施形態では、秘密対称キード関数としてのOWFを次のように実装することができる。

【0101】

関数 f がメッセージ認証コード(MAC、Message Authentication Code)である場合、データの信頼性は、データの出所を保証する秘密鍵(secret key)SK_AUの秘密性及び信頼性に依存する。

【0102】

秘密対称キード関数の例として頻繁に挙げられるものとしては、広く知られたEMV支

10

20

30

40

50

払トランザクションプロトコルで用いられる関数がある。これは通常アプリケーション暗号 (Application Cryptogram) と称され、一般的には AC と略される。

[数 3]

Authenticator = AC = MAC[SK_AU](Challenge, Session Data)

【 0 1 0 3 】

これは、通常セッション鍵 (session key) SK_{AC} と称される 56 ビットの対称鍵を伴う DES 系 MAC である。これは、アプリケーションによる、マスター鍵 (master key) からの鍵導出の結果であり、 MK_{AC} と称される。

【 0 1 0 4 】

ユーザ装置のクライアントと認証トークンと認証検証サーバとがチャレンジ / 応答認証方法に参加して、ユーザ認証サービスを実行することができる。これは、次のようにして行われ得る。

【 0 1 0 5 】

クライアントは、ユーザをウォレットサーバのユーザデータベース内において一意的に識別する $User_ID$ を、送ることができる。クライアントは、装置データベース内において一意的にユーザの装置を識別する $Device_ID$ を送ることもできるのであり、即ち、これによってユーザによって使用される装置を一意的に識別してウォレットサーバの認証に供する。

【 0 1 0 6 】

$User_ID / Token_ID$ に基づいて、認証検証サーバは、認証用トークンマスター鍵 (TMK_AU) を検索してそれを用いて認証プロトコルの現在の実行回のためのユーザ認証セッション鍵 (SK_AU) を生成する。セッション鍵は、ユーザ装置によって提供された認証符号を検証するために用いられる。

【 0 1 0 7 】

認証検証サーバは、新たなチャレンジ値を (例えば、ランダムな値又は疑似ランダムに生成された値として) 生成し、ユーザ装置のクライアントとの接続上で交換された現在の認証セッションデータを収集する。これらのデータ全てをクライアントへと送るのであり、該クライアントは認証コマンドの要求を発するのであり、これにはチャレンジ及びセッションデータが認証トークンのパラメータとして伴う。

【 0 1 0 8 】

クライアントはユーザ装置に PIN パッドソフトウェアエミュレータも提供するのであり、ユーザの秘密知識即ち PIN 又はパスワードを入力するようにユーザに対して促す。

【 0 1 0 9 】

ユーザが PIN / パスワードを入力した後、同じセッション中にウォレットサーバのトークンクレデンシャルサービスから受信された認証用一回用鍵 (SUK_AU , single-use key for authentication) を復号して、認証符号の生成のために使用されるべき認証セッション鍵 (SK_AU , authentication session key) を生成することができる。認証符号は、チャレンジ / 応答枠組み内において、認証検証サーバのチャレンジに対しての応答として送信されるべきものとされる。

【 0 1 1 0 】

認証トークンによって演算 / 計算された認証符号は、ユーザ装置のクライアントを経て認証検証サーバへと送信される。

【 0 1 1 1 】

認証検証サーバは以前に導出されたセッション鍵 SK_AU を検索して、セッションデータ及びチャレンジに関して authenticator_witness を演算 / 計算して、authenticator_witness をユーザ装置から受信された認証符号と比較する。authenticator_witness が認証符号に符合する場合、認証は成功したものとみなされ、ユーザの登録済みカードウォレットデータ (card-on-file wallet data) を有するウォレットパーティションへのアクセスをユーザに許す。

【 0 1 1 2 】

10

20

30

40

50

認証符号の演算は、以下の態様でなされることができる。

【 0 1 1 3 】

認証符号生成器は S K _ A U を用いて認証符号 A U _ C r を計算するのであり、これは認証検証サーバによる検証のためにウォレットサーバのトークンランザクション処理エンジンティヘと送られるべきものである。

[数 4]

AU_Cr = MAC(SK_AU)[Auth_Data]

【 0 1 1 4 】

認証データ (Auth_Data) は、例えば次表のデータ要素の 1 以上を含むことができるのであり、それらの構成例も表されている：

【 表 1 】

Amount, Authorized (Numeric) 承認された量 (数値)	'000000000000'	6
Amount, Other (Numeric) その他の量 (数値)	'000000000000'	6
Terminal Country Code 端末国コード	'0000'	2
Terminal Verification Results 端末検証結果	'0000000000'	5
Transaction Currency Code ランザクション通貨コード	'0000'	2
Transaction Date ランザクション日付	'000000'	3
Transaction Type ランザクション種別	'00'	1
Unpredictable Number 予測不能数	ウォレットサーバによって送られた RAND	4
Application Interchange Profile アプリケーション交換プロファイル	MPP Lite [AU] でパーソナライズされた AIP	2
Application Transaction Counter アプリケーションランザクションカ ウンタ	MPP Lite [AU] で保たれた ATC	2
Card Verification Results カード検証結果	'A50000000000'	6

【 0 1 1 5 】

一部の実施形態では、認証検証サーバによって量及びランザクション通貨コードが提供されるか否かによって、これらのデータアイテムは Auth_Data においてゼロとは異なる値として提示され得る。

【 0 1 1 6 】

一部の実施形態では、A U _ C r は、第 1 の A C 生成コマンドに対しての応答のタグ「9 F 2 6」内で送られることができる。

【 0 1 1 7 】

一部の実施形態では、M A C 機能は、E M V 支払ランザクションプロトコルにおいて定義される E M V 暗号プリミティブとして実装することができる。

【 0 1 1 8 】

図 1 3 は、一部の実施形態による、認証セッション鍵の導出及びそのセキュア送信を示す図である。図 1 3 に示されている処理 / 演算の入力の 1 つは W S P _ M K _ A U (参照符号 1 3 0 2) であり、これはウォレットサービスプロバイダ (wallet service provide

10

20

30

40

50

r)によって維持されている(即ち、ウォレットサーバのオペレータによって維持されている)認証サービス(authentication service)のための専用システムマスター鍵(master key)である。

【0119】

WSP__MK__AUは、トークナイゼーション/デジタイゼーションサービス等と合意されたウォレットサービスプロバイダによって認証用途のために予約された特殊BIN(銀行識別番号、bank identification number)レンジから割り当てることができる専用のTIDNを伴う各々の認証トークンのための認証用トークンマスター鍵(TMK__AU、token master key for authentication; 参照符号1304)に多様化される。トークン属性も多様化データに含めることができる。

10

【0120】

ウォレットサーバへ向かってのユーザ認証のための認証用セッション鍵SK__AUは、認証トークンの認証符号トランザクションカウンタ(ATC、authenticator transaction counter; 参照符号1306)をダイバーシファイアとして使用することによって、TMK__AUから生成されることができる。ATCは認証セッション毎にインクリメントされ、また、認証検証サーバはこの値と各User__ID/Device__IDの認証トークンとの同期を維持する。一部の実施形態では、既知のEMV_CSKセッション鍵アルゴリズムを用いることができる。

【0121】

SK__AUはハッシュ値と組み合わせられて、後述の関数FnHを用いて認証用一回用鍵(SUK__AU)を生成する。一部の実施形態では、SK__AU自体の代わりに、SUK__AUを認証トークンへと送信する。

20

【0122】

これに対応して、認証トークンによって受信されたSUK__AUは、ハッシュ値と組み合わせられて、関数FnHを後述のような態様で用いることによって当初のSK__AUを復元する。

【0123】

ハッシュ値は次式に従って計算できる：

[数5]

HASH = H1[RAND, H2(WSP_AU_PIN, SALT)]

30

ここで、以下の点に留意する：

【0124】

- ・ WSP__AU__PINは、ユーザが使う4~6桁の長さのPINであり、ユーザ自身のチェックアウト資源/COFに関する認証のために使われるものである。WSP__AU__PINは、ユーザのみに知られたる「復号鍵」とみなされることができ、これは自己の知識の証左として提供されるものであり、認証符号の生成のために用いられるべき(SUK__AUからの)SK__AUの復元を可能とするためのものである。

- ・ SALTは、各ユーザについてPIN登録又はPIN変更の際に自動生成されるダイバーシファイアである。これは、ウォレットサーバの「ソルテッドPIN(salted PIN)」テーブルに対しての総当たり攻撃の難度を増大させるために用いられる。「ソルテッドPIN」テーブルは、ユーザデータベース内の各々のユーザのレコード内においてフィールドたるH2(WSP_AU_PIN, SALT)を有している。

40

【0125】

一回用鍵SUK__AUは、トークンクレデンシャル922(図9)からユーザのモバイルアプリ又はブラウザ拡張又はウェブページへと送信される。この文脈では、SUK__AUはAES256-E暗号アルゴリズム(参照符号1308、図13)で暗号化されるのであり、該暗号化はユーザ装置に特有のトランスポート鍵を用いてなされるのであり、該トランスポート鍵はK_{TR}(transport key; 参照符号1310)と称され、処理は次式に従って為される：

[数6]

50

ESUK = AES256-E[K_{TR}](SUK_AU)

【0126】

一部の実施形態では、トランスポート鍵 K_{TR} はウォレットサービスプロバイダに特有の導出プロセスを介してトークン保管庫 (token vault) にて生成されるのではなく、むしろトランスポート鍵は初期化段階においてランダムでユーザのアプリ/ブラウザ拡張/ウェブページによって生成されるのであり、セキュアな態様でウォレットサーバへと送信されるのであり、トランスポートサービス鍵 (transport service key) としてユーザデータベースで更新される。

【0127】

一部の実施形態では、認証セッション鍵の生成のためのセキュリティパラメータは次のようにすることができる：

・ H2 = SHA - 256

・ H1 = SHA - 256 の 4 バイトについての打ち切り出力。

関数 F_{nH}(nKey, H1) を用いて SK__AU 鍵及び 4 バイトの H1 値からの SUK__AU の変換をサポートする。

【0128】

入力は次のとおりである：

・ H1 は (8 ニブルまでの) 16 進数及び 16 バイトのデータブロックとして表され、

・ nKey は変換されるべき、鍵の 16 バイトのデータブロックを表す

【0129】

出力は 16 バイトのデータブロックである。

【0130】

関数は次のようにコーディングされる：

```
for(i=0; i < H1Length; i++)
{
nKey[i] ^= (sH1[i] << 1); // 鍵の左部分
nKey[(i+8)] ^= (sH1[i] << 1); // 鍵の右部分
}
```

ここで：

・ ^ は XOR 演算子であり、

・ << 1 は 1 ビットの左シフト (バイトベースド) であり、

・ [i] は変数の第 i 番目のバイトであり、

・ H1Length は H1 の長さ (= 桁数 = 8) であり、

・ sH1 は H1 値の ASCII 表現である。

【0131】

本願開示の以下の部分は認証セッション鍵のプロビジョニングに関する。

【0132】

ウォレットサーバ 206 のプロビジョニングサーバ機能の認証クレデンシャルブロック 922 (図 9) は、暗号化を伴うセキュアチャンネルを用いて、ありとあらゆる認証セッションの実行に際して SUK__AU を認証トークンに提供することができる。

【0133】

これに関しては、各認証トークンを特有のトランスポート鍵 K_{TR} で初期化することができ、認証トークンが、プロビジョニングサーバから受信した暗号化 ESUK 値を、復号モードの AES256-I ブロックサイファを用いて正しく復号できるようにする。

[数 7]

SUK_AU = AES256-I[K_{TR}](ESUK)

【0134】

本願開示の以下の部分は認証符号の計算についての DWB 暗号実装に関する。

【0135】

上述のように、一部の実施形態では、認証符号 (AU__Cr) の計算は「アプリ」内で

10

20

30

40

50

実行できる。アプリは次のようにすることができる：

- ・ アプリストアからダウンロードされた汎用的モバイルランザクションアプリケーション；
- ・ ウェブストアからダウンロードされたブラウザ拡張；
- ・ セキュアなサーバからダウンロードされたHTML5ウェブページ。

【0136】

アプリのソフトウェアオンリーなセキュリティを実装するために、図14に示すように、2つのソフトウェアコンポーネントを重畳して用いることができる。図14の構成では、認証符号の計算は、グレーボックスとDWB C (dynamic white box cryptography) とを組み合わせた認証トークン内で行われることができる。グレーボックス(参照符号1402、図14)及びDWB1404(図14)両者の特徴については、後述する。

10

【0137】

アプリの全体の基礎としては、ソフトウェア難読化によるグレーボックスアプローチを使うことができるのであり、これによってソフトウェア全体と暗号関連のコンストラクト類(含む、DWB)と機密なオペレーティングパラメータとを保護するのであり、該パラメータとしては例えば次のようなものが含まれる：アプリ内に格納されている間のSALTや、クライアントのPINパッドソフトウェアエミュレータにタイプされてアプリに送信される迄の間のWSP__AU__PINや、更にはPINパッドエミュレータを表示せずにアクションを惹起させるための「タッチ」だけによる高度に利便的でストリームライン化されたUXを提供するためのアプリ内に格納されたWSP__AU__PIN。もっとも、何らの暗号鍵もグレーボックスオンリーの保護下に放置される訳ではなく、これらは後述するDWB暗号コンストラクトを伴う第2のレベルの保護下に置かれるのである。

20

【0138】

アプリのソフトウェアオンリーなセキュリティコンポーネントは例えば図6の604で概略的に示されたようなDWB暗号コンストラクトも含むことができ、変換T()は対称鍵復号プリミティブである。

【0139】

一部の実施形態では、同じ汎用アプリを用いつつも、アプリのユーザ初期化が行われるか否か又はユーザ装置によってサポートされているか否かによって、(より低位なレベルの)SWBセキュリティレベル又は(より高位なセキュリティレベルの)DWBセキュリティレベルを達成することができる。

30

【0140】

復号アルゴリズムは、固有システム鍵(K_{SYS})をエンコードする静的ホワイトボックス(SWB、Static White Box)AES256-Iアルゴリズムを用いて実装することができる。この場合において実装はSWBセキュリティレベルのものであり、全てのユーザ装置にシステムワイドな鍵が配布されるのであるが、初期化段階においてユーザ及びウォレットサーバを関与させなくて良いという利点がある。

【0141】

ユーザによってアプリ上でウォレットサーバ/WSPを組み合わせて行われた初期化段階中に、SWB AES256-Iの K_{SYS} が装置又はユーザに特有なトランスポーターション鍵 K_{TR} と置換された場合、DWBにおける増強されたセキュリティレベルが提供され得る。

40

【0142】

DWBの利点は、システム鍵 K_{SYS} をアプリによってランダムに生成された具体的なトランスポーターション鍵 K_{TR} に変更した後においては、グレーボックス保護が仮に回避されたとしても、攻撃者が効果的にコードリフティング攻撃又はデータリフティング攻撃を行うことを妨げられる、という点にある。なぜならば、攻撃者は自己のハードウェア上で関連あるプロセスを再現できないからであるからである。これは、 K_{TR} が利用不可能であることに起因する。

【0143】

50

この構成においては、初期化プロセス中にユーザ装置にてランダムに生成された鍵 K_{T_R} との関係で DWB コンストラクトはユーザ / 装置に特有なものと化するのであり、該鍵は、ウォレットサーバからアプリ内へと機密な認証セッション鍵を取り込むために使われるトランスポート鍵として用いられる。基本的な動作原理としては、初期化手順が呼び出された時のみにランダム鍵 K_{T_R} をモバイルトランザクションアプリケーションにインスタンス化する。この鍵は敵対的な環境の中で SUK_AU 鍵を輸送するためのトランスポート鍵として用いられるのであり、これは SUK_AU を暗号化形式 $ESUK$ にしてなされ、ウォレットサーバのトークンクレデンシャルサーバ内の生成から認証符号の MAC 計算での使用時迄に及ぶ。そして、 DWB 実装例では復号を行って SUK_AU を復元し、さらに後において $HASH = H1[RAND, H2(WSP_AU_PIN, SALT)]$ とした $F_n H$ 変換を行って SK_AU を復元する。

10

【0144】

一部の実施形態では、認証トークン構造内のグレーボックス及び / 又は DWB 部分を初期化するに際して、モバイルフィンガプリント又は他の装置特有的データを活用することができる。

【0145】

一部の実施形態では、本明細書にて開示した DWB のための動的鍵の生成のためのサーバベースドセキュリティの代替として、ユーザ装置内のクロック機能から DWB のための動的鍵を生成することができる。本明細書にて説明しているように、いずれの場合であっても、動的鍵は、ローカルな暗号化データベース（「 DBE 」、 $database\ encrypted$ 」とも称する）内に格納することができる。

20

【0146】

以下の説明は、強化されたセキュリティ対策が講じられている支払システム 200 についての実施形態に関する。

【0147】

図 15 は、高度にセキュアなユーザ認証プロセスのためのトランザクションフローについての概要を示す。更なる詳細は後述するも、高レベルで述べればプロセスフローは次の事項を含む：(a) 認証トークンからウォレットサーバ（認証サービス）への認証リクエスト（参照符号 1502 ）；(b) 認証トークンとウォレットサーバとの間でのセキュア通信チャネルの確立（参照符号 1504 ）；並びに (c) 次のことを含むトンネリング認証セッション（参照符号 1506 ）：(i) 装置認証段階 1508 ；(ii) セッション鍵の生成及び（ウォレットサーバから認証トークンへなされる）送信 1510 ；及び (iii) ユーザ認証段階 1512 。

30

【0148】

以下においては、セキュアチャネルの確立、装置認証、セッション鍵の生成及び配布、並びにユーザ認証についての詳細について述べる。

【0149】

図 15 に示すトランザクションフローは、認証トークンによってなされるトークンクレデンシャルサーバの認証で始まり、続いてトークンクレデンシャルサーバと認証トークンとの間のセキュアチャネルの確立がなされる。この段階においては、認証トークンがクライアントの役割を果たし、他方でトークンクレデンシャルサーバがサーバの役割を果たす。

40

【0150】

TLS （トランスポート層セキュリティ）ハンドシェイクプロトコルは、サーバがクライアントに認証することを可能とする。また、該プロトコルは、対応する暗号鍵を伴う対称暗号アルゴリズムのネゴシエーションを可能とする。ネゴシエーションされた鍵は、クライアントとサーバとの間でのセキュアセッション中に確立された任意の接続のためのレコードプロトコルオペレーションのために供される。ハンドシェイクプロトコルについては、本願開示の認証機構によって必要とされ得る要素を伴って後述しており、概略的には図 16 に示してある。

50

【 0 1 5 1 】

一部の実施形態では、支払ネットワークオペレータ（図中及び以降の説明においては、MCWと称する。）は、認証トークン及びトークンクレデンシャルサーバの双方によって信頼されている証明機関（certification authority）として機能できる。

【 0 1 5 2 】

認証トークンは、KV__MCW（MCW公開検証鍵）で初期化される。

【 0 1 5 3 】

自己の番になると、トークンクレデンシャルは次のものを伴って初期化される：

- ・ KV__MCW - MCW公開検証鍵
- ・ Cert__Server = Cert__MCW（KE） - トークンクレデンシャルサーバのためにMCWによって発行された公開暗号鍵証明書（public encryption key certificate）
- ・ KE - トークンクレデンシャルサーバの公開暗号鍵（Public encryption key）
- ・ KD - トークンクレデンシャルサーバの秘密復号鍵（Private decryption key）

【 0 1 5 4 】

ハンドシェイクプロトコルの第1段階では、ウォレットサーバインフラにおいて、ユーザの認証トークンとトークンクレデンシャルサーバとは、次のような若干修正されたTLSハンドシェイクプロトコルを行う：

【 0 1 5 5 】

- ・ ステップ1602 - - 認証トークンが、認証リクエストをトークンクレデンシャルサーバへと転送する。このコマンドのパラメータとして以下のものが提供される：

ユーザデータベース内のユーザの識別子（User__ID）

装置データベース内の（認証トークンをホスティングしている）ユーザ装置の識別子 Device__ID

サポートされる暗号化アルゴリズムの識別子を伴ったCipherSuiteClient提案のセット（トークンクレデンシャルの可能性と同調されるべきものであり、 - システム内で2つの主体は互いを知っているが故にマッチングアルゴリズムは予め確立しておくことができることに留意されたい。）

サーバへ差し向けられたクライアントチャレンジの一環としての乱数 R__C

【 0 1 5 6 】

- ・ ステップ1604 - - 認証リクエスト受信後、トークンクレデンシャルサーバは次のオペレーションを行う：

User__IDを用いてシステムにおけるユーザの登録状態を確認し、また、ユーザデータベースからそのユーザの暗号パラメータを検索するのであって、該パラメータは次のとおり：

{TIdN, Token_Attributes, H_2U = H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)}

Device__IDを用いてユーザ装置の登録状態を確認し、これに基づいてトークンクレデンシャルサーバは装置の暗号パラメータを装置データベースから検索し及び格納するのであり、該パラメータは次のとおりである：

{H_2D = H2(MD_Fingerprint, SALT_D)}。

自己のCipherSuiteServerを検索して、CipherSuiteServerの記述に従って認証トークンにサポートされている暗号アルゴリズムとマッチングを行うのであり、 - 例えばRSAとすることもできるが、代替的には他のアルゴリズムもサポートできる。

クライアントへ差し向けられたサーバチャレンジの一環としての乱数 R__Sを生成する。

公開暗号鍵証明書 Cert_Server = Cert_MCW（KE）を検索する。

次のロードを形成してクライアントに送る：

サーバ応答 {R_S, Cert_Server, CipherSuiteServer }

【 0 1 5 7 】

- ・ ステップ1606 - - トークンクレデンシャルサーバからサーバ応答を受信後、認証

トークンは次のオペレーションを行う：

トークンクレデンシャルのCipherSuiteServerを検索して、自己のCipherSuiteClientを伴って共通にサポートされた暗号アルゴリズムとしてRSAを識別する。

受信されたCert_Serverのピンング (pinning) が、認証トークンの初期化以来認証トークン内で格納されていた、トークンクレデンシャルサーバの公開暗号鍵証明書に対応する証拠的ピンングトレース (witness pinning trace) に対応することを検証する。

MCW公開検証鍵KV__MCWを用いてCert_Serverを検証してトークンクレデンシャルサーバの公開暗号鍵KEの真正なコピーを取得する。

ランダムでプリマスター秘密 (pms、pre-master secret) を生成する。

KEを用いてpmsについてのデジタルエンベロープ (DE、Digital Envelope) を計算するものであって (即ち、 $DE = RSA(KE)[pms]$) それをサーバへと送る。

10

【0158】

・ ステップ1608 - - デジタルエンベロープ (デジタル封筒) を認証トークンから受信した後、サーバは次のオペレーションを行う：

KDを用いて、pmsを復元するためにDEを開封する、即ち $pms = RSA(KD)[DE]$ 。

TLSの記録プロトコルによって使用されるべきセキュアチャンネル鍵Kを、認証トークンによって提案されたpms値及びセッション中に交換された乱数 (R_C, R_S) から、計算すること、即ち：

$$K = \text{SHA}(pms, R_C, R_S)$$

鍵コンファメーション値V = SHA(K,R_C,R_S)を計算して、これを認証トークンへと送る。

20

・ (ステップ1608の続き) - - 鍵コンファメーション値Vをトークンクレデンシャルから受信した後、認証トークンは、サーバと同じ $K = \text{SHA}(pms, R_C, R_S)$ を用いてセキュアチャンネル鍵Kについての自己のコピーを作成して、これを自己の計算結果と対比して検証 (verify) する、即ち：

$$\text{Verify } V ?= \text{SHA}(K, R_C, R_S)$$

【0159】

検証が成功裏に終わった場合、トークンクレデンシャルサーバは真正なものであるとみなされ、セキュアチャンネル鍵Kは、トークンクレデンシャルサーバとのセッションが終了する迄の以後のデータ交換全てについての暗号化に関する記録プロトコルへと、渡される。

30

【0160】

図17は、図15のステップ1508 (装置認証) の詳細を示すフローチャートである。以下の説明では、「ATC」は認証符号トランザクションカウンタ (authenticator transaction counter) の現在値を示し、「ATC - 1」はユーザ認証プロトコルの以前 (直前) の実行回 / セッションにおける該カウンタの値を示す。

【0161】

ステップ1702、図17 - - 認証トークンが暗号化データベース (DBE、Database Encrypted) を読んで以下を検索する：

・ プロトコルの全ての実行に用いられる共通の値、即ち：

$$H_{2D} = H_2(\text{MD_Fingerprint}, \text{SALT_D})$$

$$\text{SALT_U}$$

備考：

パスワードについての辞書攻撃を抑制するためのSALTは装置認証について異なる値を有しているものであり、装置データベースの装置フィンガプリントテーブルに保持されている値とされるものであり、即ち：

$$H_{2D} = H_2(\text{MD_Fingerprint}, \text{SALT_D})$$

であり、ユーザ認証についてはユーザデータベース内に保持されている値とされるものであり、即ち：

$$H_{2U} = H_2(\text{WSP_AU_PIN}, \text{SALT_U})$$

40

50

・ 「ATC - 1」に対応する、DBE内のメモリインデックスにて格納された、鍵の生成及び配布に関しての以前のセッションの値、即ち：

$ESUK_MD = AES256-E[KTR](SUK_MD)$

$RAND^*$ - 以前のユーザ認証セッションで使用されたランダムな(チャレンジ)値

備考：以下のアルゴリズムはATC > 0の場合に機能する。ATC = 0の場合、装置認証は、WSPによって初期化段階において配布された認証コード(Authentication Code)に頼ってなされるのであり、その使用態様については後述する。

【0162】

ステップ1704、図17 - 認証トークンは、DWBコンストラクトを用いて以下を計算する：

$DA_Cryptogram = MAC [SK_MD](R_S, ATC)$

ここで：

・ R_S は、ハンドシェイク段階においてトークンクレデンシャルサーバによって認証トークンへと送られたチャレンジ値であり(ステップ1604、図16)、

・ ATC - 認証符号トランザクションカウンタ(ATC)の現在値(ATC_{crt})であり、

・ $SK_MD = SUK_MD \text{ FnH } H1(RAND^*, H_2D)$ であり、ここで $RAND^*$ 及び H_2D はDBEから検索された値であり、

・ $SUK_MD = AES256-I[ESUK_MD]$ であり、ここで $ESUK_MD$ はDBEから検索された値である。

【0163】

ステップ1706、図17 - 認証トークンは、装置の信頼性の証明の検証のために $DA_Cryptogram$ をトークンクレデンシャルサーバへと送信する。

【0164】

ステップ1708、図17 - トークンクレデンシャルサーバは、装置認証用トークンマスター鍵 TMK_MD を次のようにして計算するようにトークン管理保管庫(Token Management Vault)に依頼する：

$TMK_MD = 3DES[WSP_MK_MD](Device_ID, MD_Fingerprint)$

ここで、

・ WSP_MK_MD は、装置認証サービスについてのWSPのシステム鍵であり、

・ $Device_ID$ は、装置データベースに記録されている装置の識別子であり、

・ $MD_Fingerprint$ は、認証トークンソフトウェア構成についてモバイルOS又はブラウザ拡張によって計算された一意的なトレースである。

【0165】

トークンクレデンシャルサーバは、以前の実行回において用いられた装置認証のためのセッション鍵を計算するために、 TMK_MD を用いるのであり、即ちセッション鍵は次の通りである：

$SK_MD = 3DES[TMK_MD](ATC-1)$

【0166】

そしてこの段階になれば、トークンクレデンシャルサーバは、装置認証符号の証拠的値(witness value)を計算することができ、これを受信された値 $DA_Cryptogram$ と比較するのであり、即ち：

$MAC[SK_MD](R_S, ATC) \stackrel{?}{=} DA_Cryptogram$

【0167】

等式が真となる場合、装置は真正のものであるとみなされ、ユーザ認証プロトコルの以下の段階を実行することができる。

【0168】

トークンクレデンシャルサーバは、ステップ1504(図15)でデータベースから検索されたユーザ及び装置パラメータを用いるのであり、後続のチャレンジ/応答の実行(即ち、図15のステップ1510)のための新たな $RAND$ (チャレンジ値)を生成する

10

20

30

40

50

ようにトークンランザクション処理に要請する。したがって、次の値がプロトコルの次段階において利用可能である：

- ・ {TIdN, Token_Attributes, H_2U = H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)}
- ・ {H_2D = H2(MD_Fingerprint, SALT_D)}
- ・ RAND

【0169】

本願開示のこの箇所で説明される消費者認証システムは、特殊な、鍵についてなされる生成及び配布に関する、スキーマに依拠しており、該スキーマによれば、ソフトウェアオンリーなセキュリティモデルをとった場合の、セキュリティサービスの実現のためになされる暗号鍵の格納についての、潜在的な脆弱性を緩和し得る。

10

【0170】

一部の実施形態において、後述の鍵の生成は、装置毎に（セキュア要素の片割れとして）何らかの暗号化データベースにて格納される1つの長期的サービス鍵の使用に依存はしていないのであり、認証トークンによる多様化が想起され、それぞれのサービスの実行のためのセッション鍵の実現にATCが伴う。

【0171】

代わりに、これらの実施形態のための仕組みにおいては、2つの「ワンタイム」セッション鍵が用いられるべきものとして提案され、図11でこのことが概略的に示されており、以下のように要約される：

【0172】

(1) 装置認証セキュリティサービスのため、当事者はSK_MDと称する装置認証用セッション鍵（session key for Device Authentication）を用いるのであり、これは現在のユーザ認証ランザクションにてトークンクレデンシャルサーバによって作られ、次期ユーザ認証セッションでの装置認証サービスの実現のために認証トークンによって使用されるためのものである。この鍵SK_MDは、ATC = 0の場合の認証トークンの初期化時に、認証コードの値の箇所に認証トークン内にてセットされる。

20

【0173】

(2) ユーザ認証サービスのため、当事者はSK_AUと称するユーザ認証用セッション鍵（session key for user authentication）を用いるのであり、これは現在のユーザ認証ランザクションにてトークンクレデンシャルサーバによって作られ、同じユーザ認証セッションでのユーザ認証サービスの実現のために認証トークンによって使用されるためのものである。この鍵SK_AUは、認証トークン内に格納されることはない。

30

【0174】

図18は、図15のステップ1510の詳細を示すものであり、これは先程説明した2つの鍵の生成に関連する事柄である。次に、図18を参照するに以下のとおりである：

【0175】

ステップ1802、図18 - トークンクレデンシャルサーバは、ユーザ認証の次期実行セッションにて用いられるべき装置認証用セッション鍵を計算するために、ステップ1708（図17）で取得した鍵TMK_MDを再利用するのであり、次のようにする：

$$SK_MD = 3DES[TMK_MD](ATC)$$

40

【0176】

ステップ1804、図18 - トークンクレデンシャルサーバは、消費者認証用トークンマスター鍵TMK_AUを次のようにして計算するように依頼する：

$$TMK_AU = 3DES[WSP_MK_AU](TIdN, Token_Attributes)$$

ここで：

- ・ WSP_MK_AUは、ユーザ認証サービスについてのWSPのシステム鍵であり、
- ・ TIdNは、ユーザデータベースに記録されている認証トークン識別子であり、
- ・ Token_Attributesは、トークンが、ユーザ認証プロトコルのためのみに用いて宜しく、支払ランザクションそれ自体のためには用いられてはならぬことを記述するための属性のセットである。

50

【 0 1 7 7 】

トークンクレデンシャルサーバは、ユーザ認証プロトコルの現在の実行回において用いられるべきユーザ認証用セッション鍵を計算するために、 TMK_AU を用いるのであり、次のようにする：

$$SK_AU = 3DES[TMK_AU](ATC)$$

【 0 1 7 8 】

ステップ 1 8 0 6、図 1 8 - トークンクレデンシャルサーバは、(暗号化された T L S トンネルが既になされているという意味で)「過剰」にセキュアな輸送のための「隠蔽」パラメータ(例えば、ハッシュ値)を計算するのであり、セッション鍵のセキュアな送達は意図された受信者、即ちユーザと同人の装置、のみに対して差し向けられており(なお、一意的なトランスポート鍵 K_{TR} に頼っている D W B コンストラクトを伴って初期化される)、次のようにする：

- $HASH_U = H1[RAND, H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)]$ - ユーザ認証用セッション鍵 SK_AU のための隠蔽パラメータ。

- $HASH_D = H1[RAND, H2(MD_Fingerprint, SALT_D)]$ - 装置認証用セッション鍵 SK_MD のための隠蔽パラメータ。

【 0 1 7 9 】

ステップ 1 8 0 8、図 1 8 - トークンクレデンシャルサーバは、認証トークンへとセキュアに配布されるべきセッション鍵を計算するのであり、該鍵は次の「隠蔽」パラメータを介して変形された一回用鍵 (S U K、Single-Use Keys) とされる：

- $SUK_AU = SK_AU \text{ FnH } HASH_U$ 。 SK_AU は、現在のユーザ認証セッションを完遂するために認証トークンによって使用される。

- $SUK_MD = SK_MD \text{ FnH } HASH_D$ 。 SK_MD は、先ず認証トークンの D B E 内に格納されるのであり、次期ユーザ認証セッションでの装置認証段階を完遂するために認証トークンによって使用される。

【 0 1 8 0 】

ステップ 1 8 1 0、図 1 8 - 認証トークンの D W B コンストラクトによって許された第 3 のレベルの暗号化を行うために、トークンクレデンシャルサーバは、最後にもう一回、一回用鍵 (SUK_AU , SUK_MD) を暗号化することができる。暗号化は、装置に特有なトランスポートセッション鍵 (transportation key) K_{TR} を用いてなされる。したがって、一回用鍵 (SUK_AU) は、D W B コンストラクトによって K_{TR} をランダムに初期化時において生成したユーザの認証トークンのみによって、セキュアに送達され得るのであり、次のようになる：

- $ESUK = AES256-E[KTR](SUK_AU)$

- $ESUK_MD = AES256-E[KTR](SUK_MD)$

【 0 1 8 1 】

ステップ 1 8 1 2、図 1 8 - トークンクレデンシャルサーバは、 $ESUK$ 、 $ESUK_MD$ 、及び $RAND$ を認証トークンへと送信する。

【 0 1 8 2 】

本願開示の次の部分は、装置 / ユーザ認証セッションのユーザ認証段階に関する。

【 0 1 8 3 】

図 1 9 は、図 1 5 のステップ 1 5 1 2 の詳細を示すフローチャートである。

【 0 1 8 4 】

ステップ 1 9 0 2、図 1 9 - 認証トークンは、D B E 内に $ESUK_MD$ 及び $RAND$ を格納するのであり、これはユーザ認証プロトコルの次期実行時の装置認証段階の達成のためになされる。

【 0 1 8 5 】

ステップ 1 9 0 4、図 1 9 - 認証トークンは、 $SALT_U$ を D B E から検索する ($SALT_U$ は、後述のように、暗号化の演算 / 計算のための入力データとしての役割を果たすことになる)。

10

20

30

40

50

【 0 1 8 6 】

ステップ 1 9 0 6、図 1 9 - - 認証トークンは、仮想 P I N パッド (virtual PINPad) をポップアップさせて、ウォレット認証のための消費者の P I N 即ち WSP_AU_PIN を求める。ユーザは、要求された秘密を打ち込む (即ち、P I N についてのユーザ入力を求めて、これを受信する) 。

【 0 1 8 7 】

ステップ 1 9 0 8、図 1 9 - - 認証トークンは次のものを計算する：

$$AU_Cr = MAC(SK_AU)[Auth_Data]$$

ここで、Auth_Dataは、図 1 2 についての記述に続く本願開示の上述のセクションにて説明されている。

10

【 0 1 8 8 】

認証用セッション鍵 S K _ _ A U は認証トークンによって検索され、D W B コンストラクトは次の通りである：

$$SK_AU = SUK_AU \text{ FnH } HASH_U$$

ここで：

- ・ HASH_U = H1[RAND, H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)]であり、WSP_AU_PINは認証証拠としてユーザによって提供されたものであり、
- ・ SUK_AU = AES256-I[K_{TR}](ESUK)であり、これは、ユーザ装置のD W B コンストラクトによって、トークンクレデンシャルサーバから受信されたエンベロップE S U Kから、復号されたものである。

20

【 0 1 8 9 】

ステップ 1 9 1 0、図 1 9 - - 認証トークンは、暗号 A U _ _ C r を、ウォレットサーバ構成内のトークンランザクション処理へと送る。

【 0 1 9 0 】

ステップ 1 9 1 2、図 1 9 - - トークンランザクション処理は次の処理を行う：

- ・ ステップ 1 7 0 8 (図 1 7) の完了後にトークンクレデンシャルサーバのために生成した初期 R A N D (チャレンジ値) を検索する。
- ・ ステップ 1 8 0 4 (図 1 8) で計算された S K _ _ A U を、トークンクレデンシャルサーバから受信する。
- ・ (図 1 2 についての説明に続く本願開示の部分に記載されているように、) R A N D 及び A T C から出発して認証トークンが行ったのと同じ態様で、Auth_Dataを再コンパイルする。
- ・ 受信された次のものについて比較を行う：AU_Cr ? = MAC(SK_AU)[Auth_Data] 。 2 つの値が等しい場合、トークンランザクション処理サーバは、ユーザの信頼性を受け入れる。

30

【 0 1 9 1 】

装置認証及びユーザ認証の両方について成功裏に完了した場合、ウォレットサーバは、ユーザがユーザ装置を介して自己のデジタルウォレットにアクセスすることを許可することができる。例えば、現在の購買ランザクションで使うために、1つの支払口座を選択することをユーザが許されることとすることができ、ここでは支払口座はユーザのデジタルウォレット内の幾つかの「登載済みカード」(cards on file) に含まれているものとされる。そして、支払ランザクションを進行させることができ、ランザクションについての課金を選択された支払口座に対して行うことになる。

40

【 0 1 9 2 】

少なくとも幾つかの用途に関しては、装置認証フェーズ又は段階の完了後に生じる、図 1 5 の処理の全部は、処理のユーザ認証フェーズ又は段階の一部とみなされ得る

【 0 1 9 3 】

本願開示の以下の部分は、ソフトウェアオンリーな認証システムのために必要な様々なエンティティのセットアップオペレーションについての概要を提供するのであり、例えば、M P A / B E (モバイル支払アプリケーション (mobile payment application) / ブラ

50

ウザ拡張 (browser extension)) やトークンクレデンシャルサーバのデータベースが含まれる。

【0194】

後述の1つのセクションは、ユーザ装置内についてのDBE (暗号化データベース) のために使用される仕組みについて言及している。静的ホワイトボックス手法を用いることによって、ユーザ装置内の潜在的には攻撃されやすいパラメータについて、比較的単純で効果的な保護をもたらすことができる。

【0195】

装置特有的な / 装置固有的なトランスポート鍵を伴っての、ユーザ装置内でのDWBコンストラクトの初期化に関する更なる詳細事項が、後述の別のセクションで提供されており、これによって、一部の実施形態では、ユーザ装置が「あなたが有する何か」型認証要素として機能することになる。この手法によれば、あらゆるユーザ装置 (即ち、標準的なダウンロード可能なウォレット / 支払アプリ / MPA / BE) 内に単一のコードシーケンスを用いることが可能となり得るのであり、各ユーザ装置での、装置のオペレーションの初期化段階に際して、各ユーザについて異なる態様でアプリの初期化をなすことになる。

10

【0196】

後述のまた別のセクションでは、システム200におけるユーザ登録段階についての概要を提供し、また、他の追加的セクションはユーザ装置にMPA / BEをインストールして初期化することについて言及している。以降における説明を簡略化するために、MPAについてのみ述べるが、MPAに妥当する説明はBEにも妥当するものとして解されるべきである。

20

【0197】

説明の以下のセクションは、上述のDBEについての記述を含む。図20は、(図6の部分たる602による) 静的ホワイトボックス (SWB、static white-box) 暗号コンストラクトの詳細を概略的に示す図であり、これを用いてDBEにおいて必要とされる変換を提供することができる。

【0198】

図20の左側 (参照符号2002) には書き込みオペレーションが示されており、- ここで指数 i 及び ATC 値はSWBアルゴリズムに対する入力であり、該アルゴリズムでは、埋め込まれた $K_{S, Y, S}$ を使ってその指数値についての鍵 K_i を作成するのであり、これをモバイルフィンガプリント (MD_Fingerprint) と組み合わせてモバイル機器に合わせてパーソナライズするのであり、これによって K'_i を得る。そして、パラメータ $PARAM_i$ を暗号化するために K'_i を用いるのであり、これによって暗号化されたパラメータ $EPARAM_i$ が形成され、これをその指数 i の下に格納する。

30

【0199】

読み出しオペレーションは書き込み手続の逆であり、図20の右側 (参照符号2004) に示されている。 K'_i を作るのに用いられたのと同じ手順を用いて K'_i を再計算する。そして、 $EPARAM_i$ を復号するために K'_i を用いて $PARAM_i$ を再作成する。

【0200】

図20の手順全ては、ソフトウェア難読化によって更に保護されることができる - つまり、このプロセスの全体が「グレーボックス」内で行われ得る。

40

【0201】

図20のアプローチは、MPAについてユーザカスタマイゼーションがなされていないことを仮定しているのであり、- 即ちモバイルフィンガプリントはMPAが実行されている間に提供されており、- - 該MPAは純然に汎用的である。

【0202】

ユーザ認証プロトコルの用途に関して、DBEは、次のようにして削減した個数のパラメータを格納している (詳細は図21に示される) :

・ - - 書き込み及び読み出しオペレーションの両者について、指数 = 1、 $ATC = 0$ の場合 - - 適切な K'_i 鍵たる $PARAM_{11} = SALT_U$ (参照符号2102) 及び $PARAM_{12} = H2_$

50

D (参照符号 2 1 0 4) を伴う暗号化された値が格納されている。

・ 指数 = 2 の場合で、書き込みについては $A T C = A T C _ c r t$ である時及び読み出しについては $A T C = A T C _ c r t - 1$ である時は、 $P A R A M 2 1 = E S U K _ M D$ (参照符号 2 1 0 6) 及び $P A R A M 2 2 = R A N D _ M D$ (参照符号 2 1 0 8) が格納されている。D B E 内に格納されるべき初期パラメータ $P A R A M 2 1$ は、図 1 8 との関係で上述したようにトークンクレデンシャルサーバによって装置特有的なトランスポーターション鍵 $K _ T _ R$ を伴って作成された暗号に既になっている。D B E 内に $E P A R A M 2 1$ として格納されると、 $A T C$ の現在値によって決定される鍵 $K _ i$ の下で二重暗号化される。

【0203】

本願開示の次のセクションは、ユーザ装置内での D W B コンストラクトの初期化に関する。

10

【0204】

D W B コンストラクトの機能についての当該説明は、図 1 4 との関連性を有している。また、以下の記載は、図 6 の下部 6 0 4 に示されているアプローチの実装例をも示すものである。後述の実装例では、図 6 の下部 6 0 4 にて示される変換は、 $K _ T _ R$ (「トランスポート鍵 (transport key)」を意味する) と称される鍵を伴っての復号処理であることができる。

【0205】

図 2 0、2 1 との関連で説明された S W B コンストラクトに関して述べるに、そのプロセスの全体をグレーボックス環境内で処理することが望ましいかもしれないのであり、この場合は $H A S H = H 1 [R A N D, H 2 (W S P _ A U _ P I N, S A L T)]$ の計算の全てをソフトウェア難読化によって保護することができる。D W B コンストラクト内で実装される復号化アルゴリズムは、D W B コンストラクトのホワイトボックス保護環境内のパラメータとしてセットされた鍵 $K _ T _ R$ を伴うパラメータ化 AES256-1 アルゴリズムとすることができる。

20

【0206】

ユーザによってなされる初期化段階において述べるに、アプリケーションストアからダウンロードされた汎用的 M P A は、初期化前においてはシステム鍵 $K _ S _ Y _ S$ を SWB AES256-1 のために有していることができ、初期化後においては装置特有的なブロック AES256-1 のための装置鍵 $K _ T _ R$ で先のを代替することができる。

【0207】

様々な実施形態では、同じ汎用的 M P A を用いて S W B のセキュリティレベル又は D W B のセキュリティレベルを達成することができるのであり、これは M P A 初期化が行われるか否かという点や、それらがモバイルコンピューティング装置によってサポートされているか否かという点に依存する。

30

【0208】

鍵が $K _ S _ Y _ S$ から $K _ T _ R$ に変更された後においては、たとえ M P A のグレーボックス保護が迂回されたとしても、攻撃者は効果的にコードリフティング攻撃又はデータリフティング攻撃を行うことがもはやできなくなる。なぜならば、攻撃者は自己のハードウェア上で関連あるプロセスを再現できないからであるからである。これは、 $K _ T _ R$ が利用不可能であることに起因する。

40

【0209】

つまり、実効的には復号化ブロック SWB AES256-1 は装置特有的になったのであり、ランダム鍵 $K _ T _ R$ を伴った D W B 実装例たる AES256-1 として生成される。トークンクレデンシャルサーバは、 $S U K _ A U$ が生成された時点から、それがトランスポート鍵 $K _ T _ R$ によって暗号化される時点迄、 $S U K _ A U$ を保護している。

【0210】

基本的な動作原理としては、一部の実施形態では、初期化手順が呼び出された時のみにランダム鍵 $K _ T _ R$ を M P A にインスタンス化する (図 2 5 - 2 7 に関連する後述の記載も参照)。この鍵は敵対的な環境の中で運用中の $S U K _ A U$ 鍵を暗号化形式で輸送するためのトランスポート鍵として用いられるのであり、該暗号化は、トークンクレデンシャル

50

サーバ内での生成時から、MPAによってなされるSK__AUの計算での使用時迄に及ぶ。そして、MPAのDWB実装例では、トランスポート鍵K_{TR}を用いて復号オペレーションを行ってSUK__AUを取得し、該取得は、この鍵についてのいかなる情報をもホワイトボックスで強化したサンドボックスの外に露出させない態様でなされる。

【0211】

DWB初期化シーケンスは、復号のためのクリプトAPI対しての次のような例示的な呼び出しを伴う：

【0212】

図22はDWB初期化シーケンスを示すフローチャートである。

【0213】

・ (ステップ2202、図22) トランスポーテーション鍵ktrを16バイトで生成する、即ちktr = RANDOM(16)とする。

【0214】

・ (ステップ2204、図22) (図20、21との関連で述べられた)MPAのネイティブSWB-E_{K_{SYS}}コンストラクトを用いて、トークンクレデンシャルサーバのためのktrを含むエンベロープを作成する、即ちEKTR = SWB-E[K_{SYS}](ktr)とする。これは次のようなコーディングの例をもたらし得る：

EKTR=NativeS_Encrypt_WBC(ktr,16)。

このエンベロープは、初期化段階において、トークンクレデンシャルサーバへと送られる。

【0215】

・ (ステップ2206、図22) DWBコンストラクトで用いるための鍵ktrを伴ってSWB復号化関数S_Decrypt_WBCを作成する、即ち次のようにする：

S_Decrypt_WBC(input, size)

ここで：

inputは、ktrを伴う暗号化エンベロープESUKであり、これが一回用鍵SUK__AUを輸送する。

sizeは、そのバイト長である(例えば、16バイト)。

【0216】

この関数は、初期化段階において1回だけ作成されるのであり、例えば次のようなAPI呼び出しによって作成される：

Create Static WBC(decrypt, ktr, S_decrypt_WBC(), AES256)

関数たるS_Decrypt_WBCは、装置特有的トランスポート鍵ktrを、AES256-I内のホワイトボックス暗号モード内に埋め込まれた静的な鍵として使用する。

【0217】

・ (ステップ2208、図22) DWBコンストラクトを(例えば、)MACとして作成するのであり、これは、EMV支払プロトコルの特徴に準拠してなされたり、及び/又は周知の基準たるISO 9797-1に準拠してなされることができるのであり、即ち次のようにし得る：

D_MAC_WBC(key, vector, combination, input, size)

ここで、

keyは、動的鍵SUK__AUであり、トランスポート鍵ktrを用いてS_Decrypt_WBCを介してなされるESUKの送達に関するものであり；

vectorは、セッション鍵SK__AUを得るためにSUK__AU鍵と組み合わせられることができるコンポーネントであり、即ちvectorについては次のようにする：HASH_U = H1[RAND, H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)]；

combinationは、結果として生じるMAC秘密を得るためのアルゴリズムであり、次のようにする：

combination[key, vector]；

例えば、combinationは、セキュリティパラメータとの関連で上記のセクションで述べたF

10

20

30

40

50

nH(nKey,H1)とすることができ；

inputは、M A C化すべき認証データストリングであり；

sizeは、そのバイト長である。

【0218】

この関数は次のようなA P I呼び出しで作成することができる：

```
Create Dynamic WBC (ktr, S_Decrypt_WBC(ESUK), D_MAC_WBC(), " ISO9797-1 ")
```

【0219】

以上のように、上述下ステップ2204に準拠した態様で各装置のトランスポーテーション鍵ktrの暗号を含むエンベロップ全てを受信及び記録できるようにするためには、トークンクレデンシャルサーバをK_{SYS}で初期化することを要する場合があります。

10

【0220】

本願開示の以下の部分は、ウォレットサーバでのユーザ登録に関する。この段階の概要は図23に示されている。

【0221】

ユーザ登録段階においては、静的なユーザ認証クレデンシャル即ち(User_ID, password)を用いて、管理用ブラウジングセッション内で、ユーザはウォレットサーバに接続する。

【0222】

ユーザは、管理用ウェブサイトで、「ソフトウェアオンリー認証符号に関して登録する」との機能を選択する。

20

【0223】

この動作によって、サーバには登録リクエストが送られる。そして、サーバは、ランダムな認証コード(AC、Authentication Code)を生成して、これはユーザに送り戻されることになる。サーバは、(消費者データベース(CDB、Consumers Database)とも呼ぶ)ユーザデータベース内のユーザレコードについて、AC値を更新する。

【0224】

ACをウォレットサーバから受信した後、ユーザはこれを任意の従来のセキュアな方法を用いて保管するのであり、後程の初期化段階においてこれを初期のユーザ認証及び装置認証として提出する(図25-27についての後述の記載も参照)。

30

【0225】

これによってユーザ登録段階が終わる。

【0226】

本願開示の次なるセクションは、ユーザ装置上にMPAをインストールすることに関する。図24はMPAインストール段階の概要を示す。

【0227】

ソフトウェアオンリーな認証サービスへの登録とは独立して、ユーザは自己の装置にMPA(又はBE)をインストールする手続に進むことができる。

【0228】

この点、ユーザは、アプリストアからMPAアプリケーションを選択(BEの場合は、ウェブストアから選択)することができ、自己の装置にこれをダウンロードすることができる。本願開示では、ダウンロードが無料であり、初期ユーザ(及び装置)認証の証拠としてACを提示することをユーザが義務づけられないことを仮定する。

40

【0229】

ダウンロードされたMPAは「初期化されていない」状態にあり、次の標準的コンテンツが伴う：

トークンクレデンシャルサーバとの関係で用いられるべき、MPAの初期化段階のための初期化URL。

Cert_Server = Cert_MCW(KE) - ウォレットサーバのトークンクレデンシャルサーバのためにMCWによって発行される公開暗号鍵証明書(図15との関連も参照)。

50

バリデーションピニング - Cert_Serverのピニング値であり、これは初期においてはM P Aに知られており、弱化したサーバ認証のためのものである。

トークンクレデンシャルサーバに対してなされる、D W Bコンストラクトのトランスポートセッション鍵 $K_{T R}$ の初期のセキュアな引き渡しのための、SWB-E $K_{S Y S}$ コンストラクト。

システム鍵 $K_{S Y S}$ を伴う「初期化されていない」D W Bコンストラクト

【0230】

本願開示の次のセクションは、M P Aの初期化（又は、明示的に述べられていないものの、B Eの初期化）に関する。

【0231】

初期化段階においては、M P Aは「初期化されていない」状態から処理を開始し、初期化URLに接続し、- 例えば図15及び16との関連で説明されたような - セキュアチャンネルを確立するのであり、ユーザは従来のな（User_ID, password）を用いてトークンクレデンシャルサーバに対して認証をする。サーバは、ユーザデータベース/消費者データベース（C D B）内の対応するユーザレコードを検索する。

【0232】

成功裏なユーザ認証の後に、サーバは、M P A / ユーザに対して、装置識別子（Device_ID）と装置フィンガプリント（例えば、簡潔性のためにモバイル機器フィンガプリント（MD_Fingerprint）という）との関連で、初期の認証コード（A C）を提示するように要求する（もっとも、他の実施形態では、このことをブラウザ拡張（B E）についても可能とすることが望ましいかもしれない）。この点、M P Aは、適切なDevice_ID値及びMD_Fingerprint値が生成されるようにするためにモバイルOSを呼び出すのであり、これらをA Cと共にパッケージ化するのであり、これらをサーバへと送る。

【0233】

図25は、ウォレットサーバによって後に行われることができるプロセスを表すフローチャートである。

【0234】

ウォレットサーバは、以下の処理を行うことができる：

【0235】

（ステップ2502、図25）C D Bのユーザレコードから証拠的A C（これはユーザ登録段階に格納されたものである、- 図23の説明も参照）を検索し、ユーザによってM P A内に提供された受信済みA Cと比較する。2つの値が同一の場合には処理が続行される。

【0236】

（ステップ2504）SALT_Uを生成してこれを、C D B内のUser_IDの隣のユーザレコード内に格納する。

【0237】

（ステップ2506）与えられたDevice_ID及びMD_Fingerprintについて、装置データベース（D D B）内にユーザ装置についてのエントリを作成する。

【0238】

（ステップ2508、2510）SALT_Dを生成して、 $H_{2D} = H_2(\text{MD_Fingerprint}, \text{SALT_D})$ を計算する（図17のステップ1702に関する説明も参照）。

【0239】

（ステップ2512） $(H_{2D}, \text{SALT_D})$ をD D B内のDevice_IDと対応するレコードに記録する。

【0240】

（ステップ2514）図17のステップ1708の説明に準拠してTMK_MDを計算する。

【0241】

（ステップ2516） $\text{ATC} = 0$ の場合において SK^*_MD を計算するのにTMK_MDを用いるのであって、一部の実施形態では、上述の図18のステップ1802の説明のようにするこ

10

20

30

40

50

とができる。

【0242】

(ステップ2518)ウォレットサーバのトークンランザクション処理に対して、新たなチャレンジ値RANDを生成するように依頼する。

【0243】

(ステップ2520) $HASH_D = H1(RAND, H2_D)$ を計算するのであり、これは上述の図18のステップ1806についての説明に準拠してなされることができる。

【0244】

(ステップ2522) $SUK_MD = SK_MD \text{ FnH } HASH_D$ を計算するのであり、これは上述の図18のステップ1808についての説明に準拠してなされることができる。

10

【0245】

(ステップ2524) SALT_U及びH2_DをMPA/ユーザ装置へと送信する。

【0246】

図26は、MPA/ユーザ装置によって後に行われることができるプロセスを表すフローチャートである。

【0247】

{SALT_U, H2_D}をサーバから受信した後に、MPA/ユーザ装置は、以下の処理を行うことができる。

【0248】

「初期化されていない」の状態では処理を開始する。

20

【0249】

(ステップ2602、図26) $ATC = 0$ の場合、指数 = 1にてDBE内で書き込みオペレーションを行って、{SALT_U, H2_D}を格納する。

【0250】

(ステップ2604)セキュアなエミュレートされたPIN Padをポップアップさせて、認証に付するべきウォレットPINを選択させて、これをWSP_AU_PINの第1の値として捕捉する。

【0251】

(ステップ2606)ユーザにPINの選択を確認させて、WSP_AU_PINの第2の値を捕捉する。

30

【0252】

(ステップ2606の続き;ステップ2608)WSP_AU_PINについて捕捉された2つの値を比較し、これらが合致する場合には、つぎのように計算:

$$H2_U = H2(WSP_AU_PIN, SALT_U)$$

【0253】

(ステップ2610)DWBコンストラクトの初期化を実行するのであり、これは、図22の説明で言及された手法及び本願開示の図22以前の説明の手法に従ってなされることができるのであり;一部の実施形態では、 $EKTR = SWB-E[K_{SYS}](K_{TR})$ は次のようにしてより正確に表現できる:

$$EKTR = AES256-E[K_{SYS}](K_{TR}, SALT_U, H2_D, H2_U)$$

40

【0254】

(ステップ2612)EKTRをサーバへと送信する。

【0255】

図27は、ウォレットサーバによって後に行われることができるプロセスを表すフローチャートである。

【0256】

EKTRを受信する際には、ウォレットサーバは以下の処理を行うことができる:

【0257】

(ステップ2702、図27)以前に初期化したシステム鍵 K_{SYS} を用いてデジタルエンベロープEKTRを開封して、ストリングたるSを得る:

50

S = AES256-I[KSYS](EKTR)

【0258】

(ステップ2704) スtring Sにおいて、SALT_U及びH2_Dとして表される既知のパターンを識別する。これら復元された2つの値が以前送られたものに等しい場合にのみ続行する。

【0259】

(ステップ2706) 消費者装置に対応するトランスポート鍵 K_{TR} をH2_Uと共に検索する。

【0260】

(ステップ2708) Device_IDと関連付けてDDB内に K_{TR} をセキュアな態様で格納する。 10

【0261】

(ステップ2710) CDB内において、H2_UをSALT_Uの隣に格納する。

【0262】

(ステップ2712) $ESUK^*_MD = AES256-E[KTR](SUK^*_MD)$ を計算するのであり、これは、上述において図18のステップ1810との関連で述べられた態様でなされ得る。

【0263】

(ステップ2714) サーバは $ESUK^*_MD$ をMPA/ユーザ装置へと送る。

【0264】

$ESUK^*_MD$ をサーバから受信した後、MPA/ユーザ装置は、(現在はゼロである) $ATC = ATC_crt$ の場合、これを指数 = 2 においてDBEに書き込む。この暗号がユーザ認証プロトコルの第1回目の実行時に役割を果たすのであり、強化された装置認証機能を行うための暗号鍵を提供することになる。MPAは「初期化段階は完了されたのでOKです」とのメッセージをサーバに送り、自身の内部状態を「初期化されていない」から「初期化された」に変更する。 20

【0265】

成功したMPA初期化についてのコンファメーションを受信した後、サーバはDDB内のDevice_IDに対応するレコードをバリデートし、CDB内のUser_IDを有するユーザレコードに追加された新たなアイテムをバリデートする。両方のレコードに対して、状態フィールドに「ACTIVE」との値を記録する。これによって、ウォレットサーバ内でのユーザ及びその者の装置についての初期化が完了する。 30

【0266】

本願開示のユーザ及び装置認証処理は、オンライン支払セキュリティに関する関連規則や要求を便利で費用対効果に優れる態様で満たすことができるのであり、同時に簡単で不必要に複雑化していないユーザエクスペリエンスを提供できる。また、開示した少なくとも幾つかの処理においては、埋め込み型セキュア要素やSIMカード上での支払セキュリティ実装等のハードウェアベースセキュリティ機能につきまとう費用及び負担をもたらさずにして、極めて高度なセキュリティ及び信頼性を提供できる。また、開示した諸々の処理は既存の支払インフラを様々な観点から新規な態様で活用することができるのであり、開示したユーザ/装置認証ソリューションの費用対効果にさらに貢献し得る。 40

【0267】

ユーザ及び/又は装置認証はオンライン購入トランザクションとの関連で上述したが、一部の実施形態では、同一の又は類似のユーザ及び/又は装置認証プロトコルを次のような店舗内(in-store)購入トランザクションに適用することができる:「店舗通路内(in-aisle)」型トランザクション又はPOS端末に向かって顧客/ユーザのための小売店口セッション内におけるPOS端末活用型トランザクション。

【0268】

開示された例示的实施形態においては、2要素認証アプローチが提示されており、該アプローチでは「あなたが有する何か」(コンピューティング装置内に格納された装置に特有なソフトウェアオンリーな認証データを、有するコンピューティング装置)と「あなた 50

が知っている何か」(PIN又は他の秘密の情報/パスワード等)とが要求される。もっとも、他の実施形態では、「あなたが知っている何か」型認証要素の代わりに又はそれに加えて、「あなたが何であるか」/バイOMETリック型認証要素を用いることができる。例えば、ユーザ装置は指紋スキャン機能を有していることができ、ユーザ証明データ(PIN型ユーザ認証の場合には、WSP_AU_PINと表記。)は、ユーザの指紋をスキャンすることによって得られた結果から導出された1以上の標準形式のデータ要素を含むことができる。他のタイプのバイOMETリック測定値を追加的に又は代替的に使用することもできる。

【0269】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「秘密コード」という用語は、(装置ユーザによって一般的には秘密とされている)装置ユーザに知られているPIN、パスワード、又は他の一連の文字を含み、ウォレットサーバによって提供されるサービスにアクセスするために用いられる装置内に格納されているか否かは問われない。開示された多数の実施形態では、PINは次の期間以外にはユーザ装置内に格納されないことに留意されたい:認証セッション中の限られた期間であって、PINの入力後から、ユーザ装置内の暗号処理の入力としてPINが用いられる迄の期間。

10

【0270】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「直前」又は「直後」という用語は、一連の事象における事象の相対位置を表すものであり、必ずしも時間的な近接性を示唆するわけではない。

20

【0271】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「支払アプリケーション」という用語は、コンピューティング装置にダウンロードされたモバイルウォレットアプリケーション、ブラウザ拡張又はウェブページを含む。

【0272】

「コンピューティング装置」という用語は、パソコン、タブレットコンピュータ及びスマートフォンを含む。

【0273】

「パソコン」又は「PC」という用語は、ラップトップコンピュータ及びノートブックコンピュータを含む。

30

【0274】

開示された処理においては、現在のトランザクションと後続のトランザクションとは、所与のユーザ装置による一連のトランザクションにおいて互いに隣り合っていることができるが、時間(hour)単位又は日(day)単位で時間的に離隔されていることがあることに留意されたい(例えば、24時間以上離れていることがある。)

【0275】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「電子商取引」という用語は、商人のオンラインストアを介して及び/若しくは「店舗通路内」購買/支払を介してなされる購入又はインターネットを介して又は遠隔サーバ若しくは他のコンピュータとのモバイルアプリケーションの対話を介して支払がなされる類いの他のトランザクションを含む。

40

【0276】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「コンピュータ」という用語は、単一のコンピュータ又は2以上の相互通信するコンピュータを包括するものと解されるべきである。

【0277】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「プロセッサ」という用語は、単一のプロセッサ又は2以上の相互通信するプロセッサを包括するものと解されるべきである。

【0278】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「メモリ」という用語は、単一のメモリ若しくは記憶装置又は2以上のメモリ若しくは記憶装置を包括するものと解されるべき

50

である。

【0279】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「サーバ」という用語は、サービス要求を送出するクライアントたる他の装置からの多数のサービス要求に応答するコンピュータ装置又はシステムを含む。

【0280】

本明細書にて開示されるフローチャート及び説明に関して、開示される方法のステップの実施順序が限定されないことを理解されたい。むしろ、実行可能な任意の順序で方法のステップを実施することができるのであり、少なくとも一部のステップを同時に実施することも可能である。

10

【0281】

本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「支払カードシステム口座」という用語は、クレジットカード口座、口座保有者がデビットカード使用時にアクセスする入金口座、プリペイドカード口座、又は、支払トランザクションを完結させることができる任意の他のタイプの口座を含む。「支払カードシステム口座」、「支払カード口座」及び「支払口座」という用語は本明細書では可換なものとして用いられる。「支払カード口座番号」という用語には、支払カードシステム口座を識別する番号又は支払カードが保持する番号、又は、デビットカード及び/若しくはクレジットカードトランザクションを扱う支払システム内でトランザクションをルーティングするために使用される番号が含まれる。「支払カード」という用語には、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、又は他のタイプの支払手段（それが実際に物理的なカードであるか仮想的なものであるかは問わない）。

20

【0282】

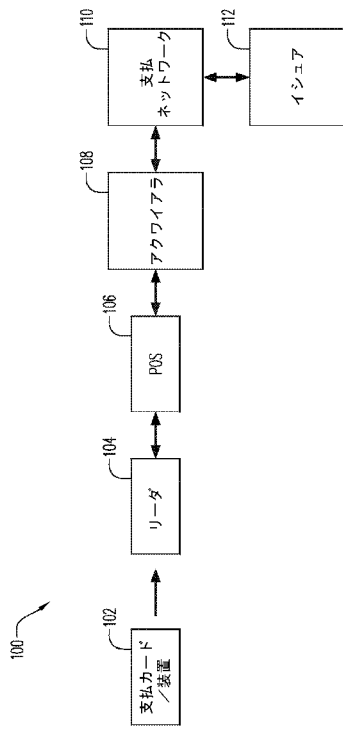
本明細書及び添付の特許請求の範囲で使用される「支払カードシステム」という用語は、購入トランザクション及び関連トランザクションを取り扱うためのシステムを意味する。このようなシステムの一例としては、本件譲受人たるMasterCard International Incorporatedによって運営されているシステムを挙げることができる。一部の実施形態では、「支払カードシステム」との用語は、加盟金融機関が個人、事業体及び/又は他の団体に対して支払カード口座を与えるシステムに限定され得る。

【0283】

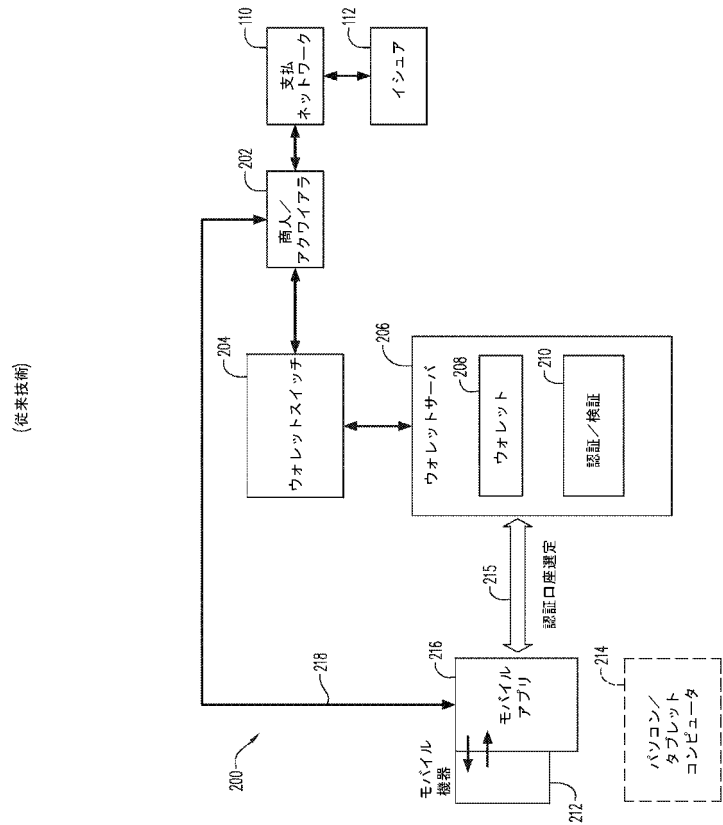
特定の例示的な実施形態と関連付けて本発明を説明したが、添付の特許請求の範囲に記載した本発明の精神及び範囲から逸脱することなく、開示された実施形態に当業者に明らかな様々な変更、置換、及び改変を行うことができることを理解されたい。

30

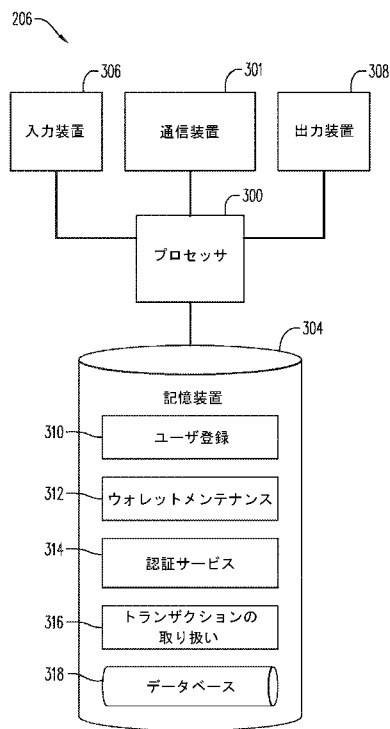
【 図 1 】



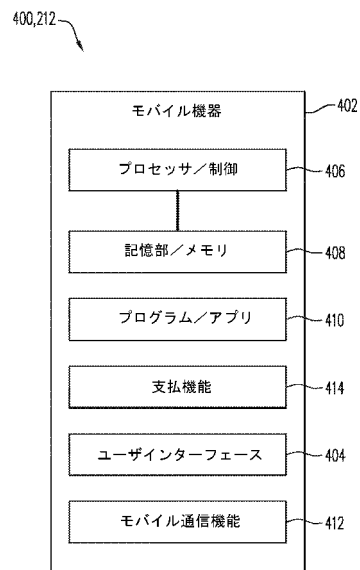
【 図 2 】



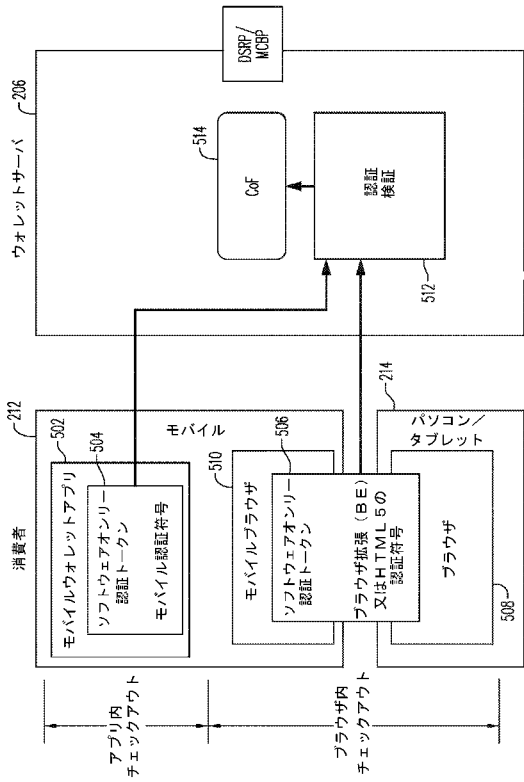
【 図 3 】



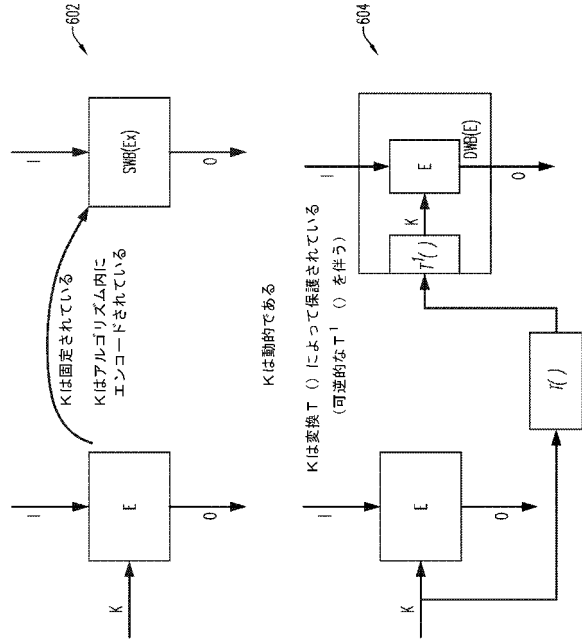
【 図 4 】



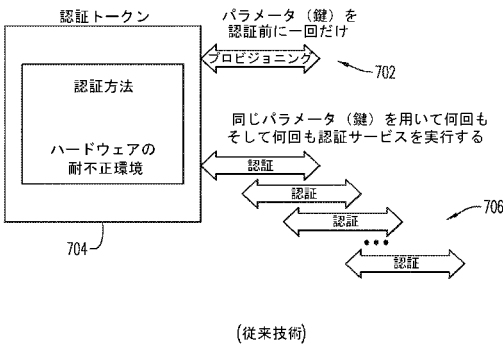
【図5】



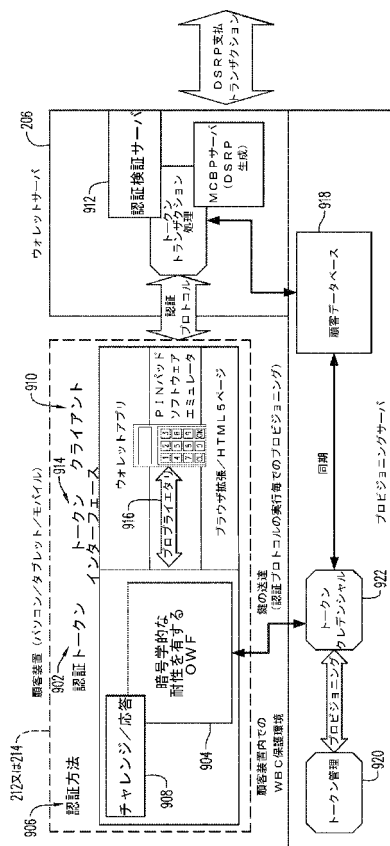
【図6】



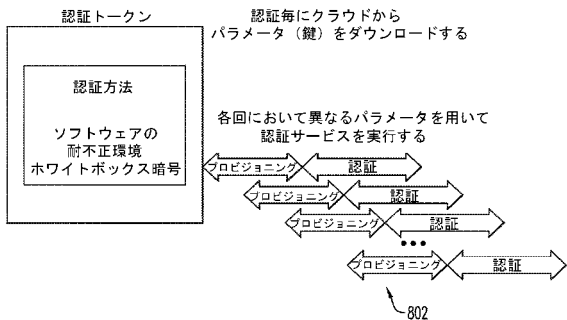
【図7】



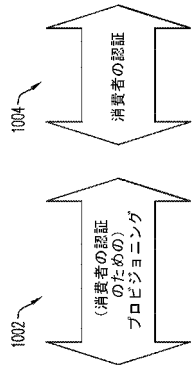
【図9】



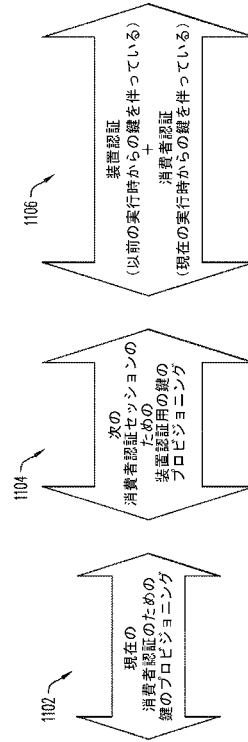
【図8】



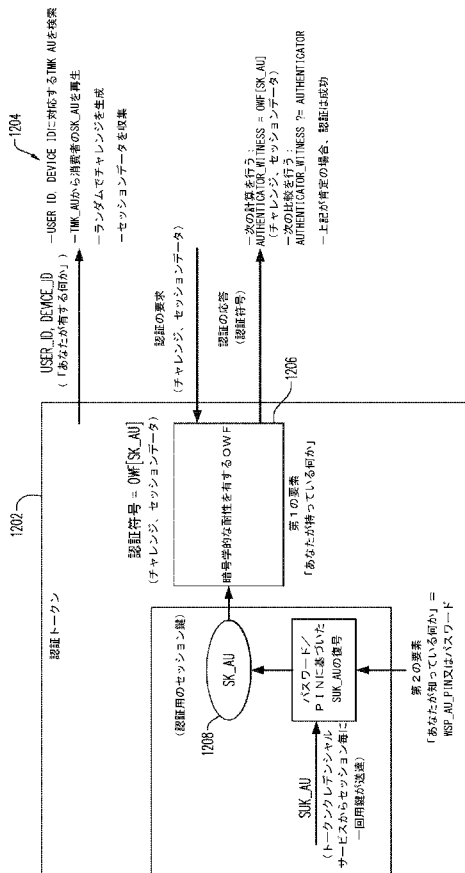
【図 1 0】



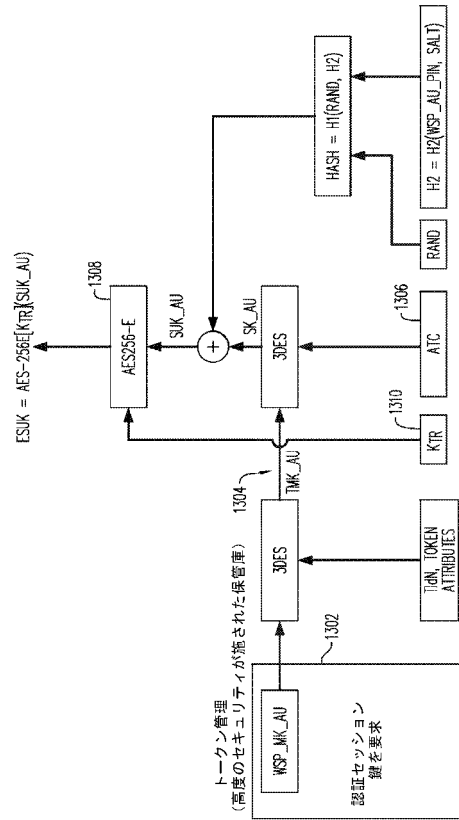
【図 1 1】



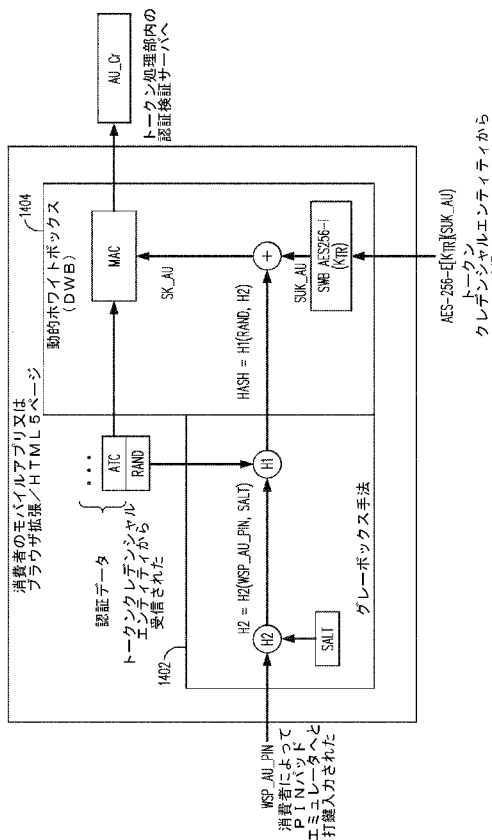
【図 1 2】



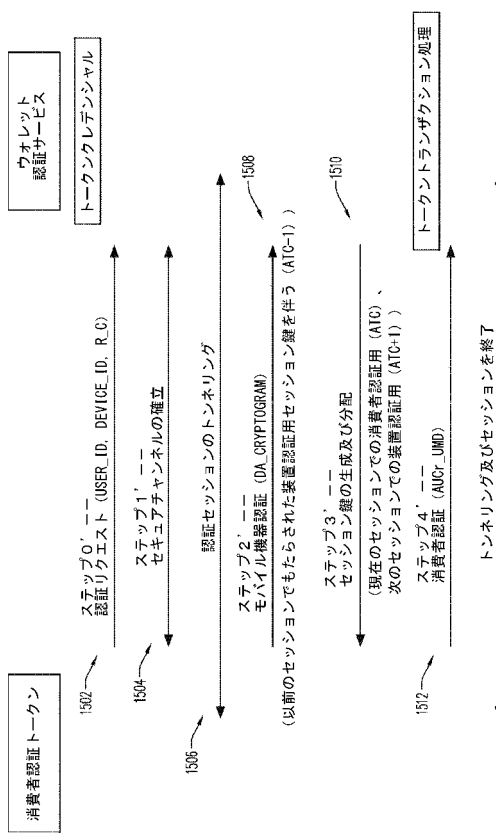
【図 1 3】



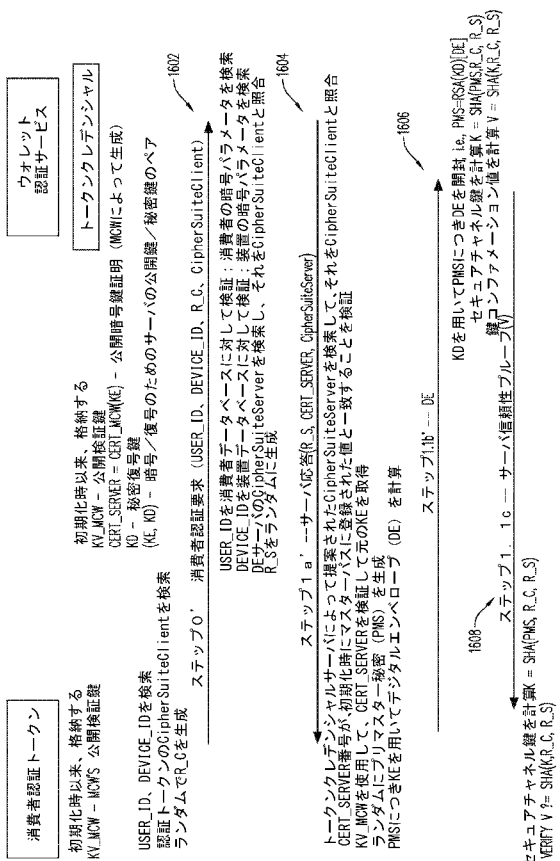
【 図 1 4 】



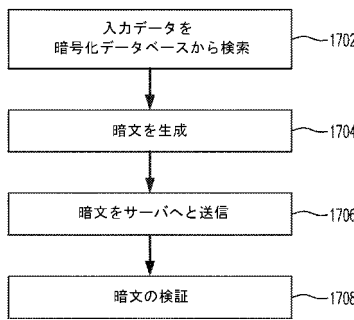
【 図 1 5 】



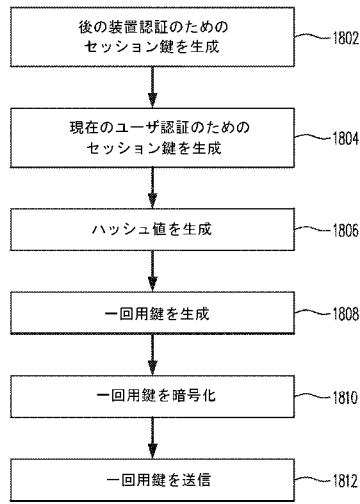
【 図 1 6 】



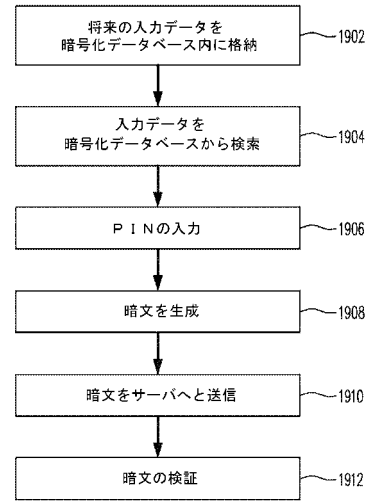
【 図 1 7 】



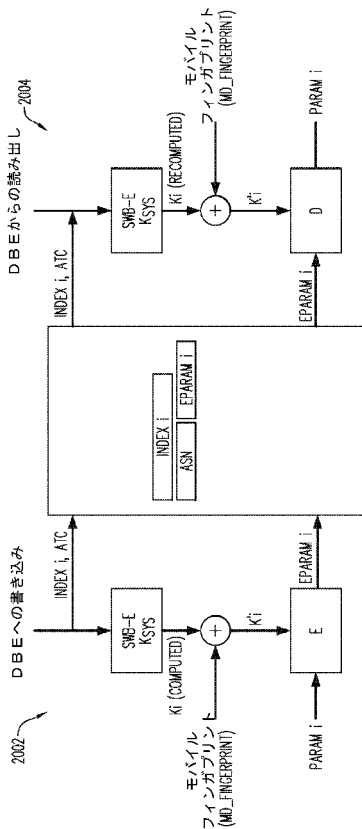
【 図 1 8 】



【 図 1 9 】



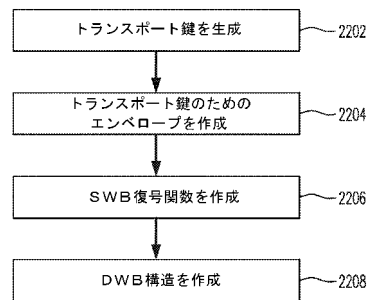
【 図 2 0 】



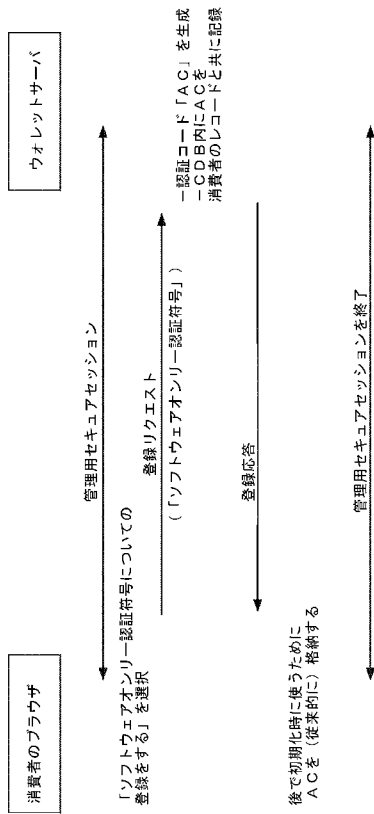
【 図 2 1 】

ATC 書き込み		DBE (暗号化データベース)		ATC 読み出し	
0 (ZERO)	SALT_U	H2_D	0 (ZERO)	2102	2104
ATC_CRT	ESUK*_MD	RAND*	ATC_CRT-1	2106	2108

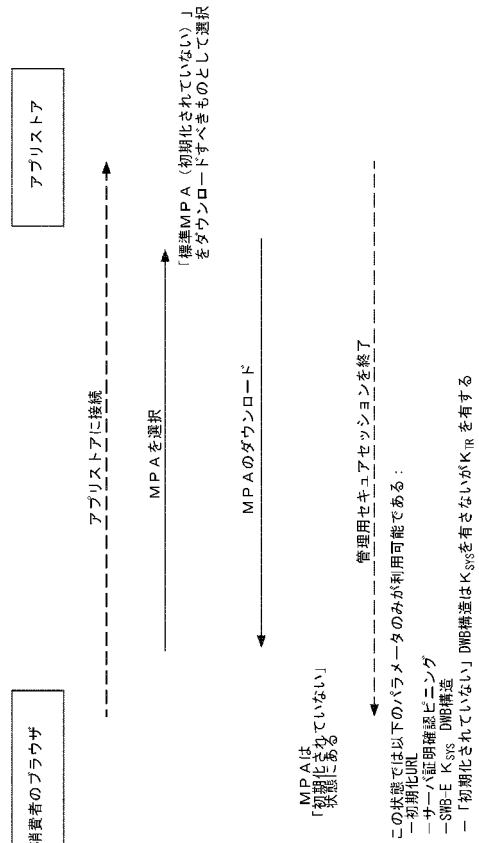
【 図 2 2 】



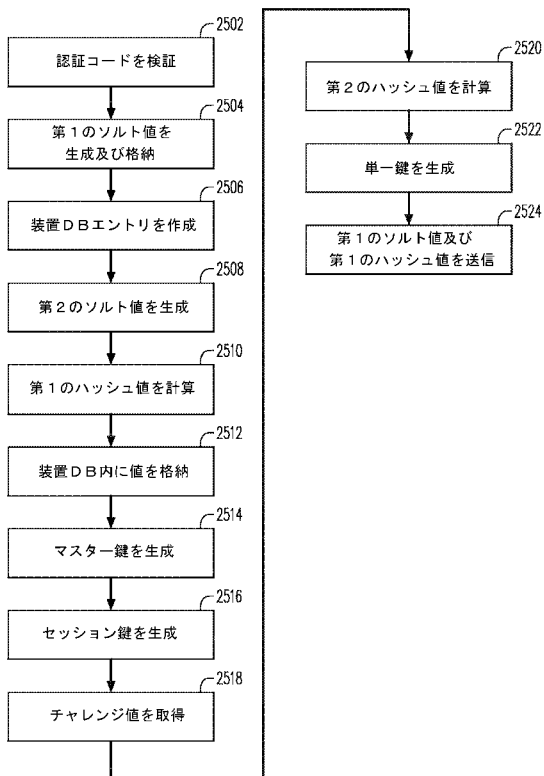
【図 2 3】



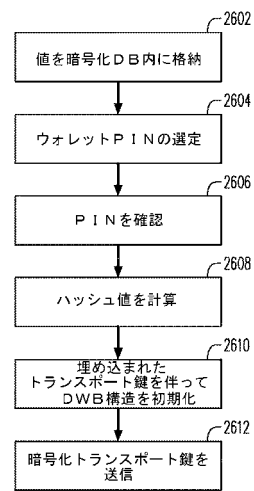
【図 2 4】



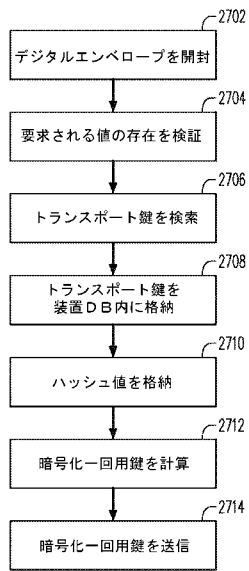
【図 2 5】



【図 2 6】



【 図 2 7 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/US2016/037159

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl. G06Q20/40 (2012.01) i According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl. G06Q20/40 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Published examined utility model applications of Japan 1922-1996 Published unexamined utility model applications of Japan 1971-2016 Registered utility model specifications of Japan 1996-2016 Published registered utility model applications of Japan 1994-2016 Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2014/0358796 A1 (MASTERCARD INTERNATIONAL INCORPORATED)	1, 4
Y	2014.12.04, paragraphs [0032], [0050] & GB 2514780 A & WO 2014/195320 A1	2-3, 5-8, 15
A	& EP 3005264 A1 & CA 2914042 A1 & CN 105593886 A	18-23
Y	US 2015/0124963 A1 (CERTIVOX LTD.) 2015.05.07, paragraphs [0139], [0401] & WO 2014/191768 A2 & EP 3005608 A2 & KR 10-2016-0013905 A	2-3, 5-8, 16-17
Y	US 2007/0255661 A1 (YOSHIDA, Takuya) 2007.11.01, paragraphs [0078], [0083] & JP 2006-119771 A & CN 1773546 A	5-7
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 28.09.2016		Date of mailing of the international search report 11.10.2016
Name and mailing address of the ISA/IP Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan		Authorized officer YAMAMOTO, Masashi Telephone No. +81-3-3581-1101 Ext. 3562
		5L 3786

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/US2016/037159
--

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 2011/0004557 A1 (Ynjiun P.Wang) 2011.01.06, paragraph [0056] & JP 2003-517658 A & WO 2001/069388 A1 & EP 1272933 A1 & TW 560159 B & AU 2002247213 A	6-7
X Y	WO 2009/051989 A1 (DRESSER, INC.) 2009.04.23, page 18, line 33 - page 19, line 2, Figs.1-4, claims 1-44 & EP 2210392 A1 & CA 2702833 A1 & US 2009/0103725 A1	9-10 7, 11-17
Y	JP 2015-95208 A (TOPPAN PRINTING CO., LTD) 2015.05.18, paragraph [0053] (No Family)	11-13
Y	US 2015/0156176 A1 (MASTERCARD INTERNATIONAL INCORPORATED) 2015.06.04, Fig.13 & WO 2015/084755 A1 & AU 2014357343 A & CA 2932105 A1	14

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

Fターム(参考) 5J104 AA07 AA16 EA17 KA01 KA02 KA04 KA21 MA05 NA02 NA03
NA37 PA07 PA10
5L055 AA75